

第 5 期
男女共同参画のための藤井寺市行動計画
～スクラムチャレンジプラン～
【案】

藤井寺市

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 策定の趣旨	1
2 男女共同参画をめぐる動き	2
3 計画の位置づけ	4
4 計画の期間	4
第2章 本市の現状と課題	5
1 藤井寺市の男女共同参画にかかる状況	5
2 市民アンケート調査	9
3 本市の男女共同参画における課題	19
第3章 計画の基本理念と基本目標	24
1 計画の基本理念	24
2 計画の基本的な視点	24
3 基本目標	25
4 計画の体系	27
第4章 施策の展開と計画推進の指標	28
1 施策の展開	28
基本目標Ⅰ 男女共同参画に対する正しい理解の促進	28
基本目標Ⅱ 性別にかかわらず自分らしく活躍できる機会の確保	29
基本目標Ⅲ あらゆる暴力の根絶	31
基本目標Ⅳ すべての人が安心して暮らせる環境の整備	33
2 計画推進の指標	35
第5章 計画の推進	36
1 庁内推進体制の充実・強化	36
2 市民と行政の連携による推進	36
3 国・府など関係機関等との連携	36
4 計画の進行管理	36
参考資料	37
用語解説	37
男女共同参画に関する動向（年表）	40

第1章

計画の策定にあたって

1 策定の趣旨

本市では、男女がお互いに自立した個人として尊重し合いながら、あらゆる分野で参画していくことを目指し、平成13（2001）年に「男女共同参画のための藤井寺市行動計画（ふじいでら女性プラン）」を策定しました。平成23（2011）年には「藤井寺市男女共同参画推進条例」を施行し、その理念に基づき、「第2期男女共同参画のための藤井寺市行動計画」（以下「第2期計画」という。）を策定しました。また、平成28（2016）年には「第3期男女共同参画のための藤井寺市行動計画～スクラムチャレンジプラン～」（以下「第3期計画」という。）、令和3（2021）年には「第4期男女共同参画のための藤井寺市行動計画～スクラムチャレンジプラン～」（以下「第4期計画」という。）を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

近年、全国的に女性の就業率向上や男性の育児休業取得率の改善、女性に対する暴力への支援体制の拡充といった進展が見られる一方で、政策・方針決定過程への女性の参画拡大や固定的な性別役割分担意識、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の克服が依然として課題となっています。

また、育児や介護とキャリアの両立が難しい状況や、長時間労働による家庭における負担の女性への偏重、男性の健康悪化も深刻な問題となっており、男女共同参画は、これらの課題を解決し、全ての人の就業環境を改善させ、性別を問わず多様な幸福（ウェルビーイング）を実現するための取組としても期待されています。

このような状況の中、令和7年度で第4期計画の計画期間が満了となることから、これまでの本市の男女共同参画に関する取組を検証し、男女共同参画を取り巻く社会情勢や課題、国や大阪府の関連法・計画や動向を踏まえ、「男女共同参画のための藤井寺市行動計画」のあり方について、藤井寺市男女共同参画推進審議会に諮問し、答申を受けました。

本答申を踏まえ、誰もが自分らしさを大切にしながらいきいきと暮らしていける男女共同参画社会の実現に向けて、男女共同参画施策を総合的・計画的に推進していくため、「第5期男女共同参画のための藤井寺市行動計画～スクラムチャレンジプラン～」（以下「第5期計画」という。）を策定します。

2 男女共同参画をめぐる動き

(1) 国の動向

国では、国際社会における動きと連動しながら、男女共同参画社会の実現に向けた取組が進められてきました。平成11（1999）年には、男女共同参画社会の形成を進めていく上での基本理念を定めた「男女共同参画社会基本法」が公布・施行されるとともに、平成12（2000）年には同法に基づく「男女共同参画基本計画」が策定され、取り組むべき施策の方向性と具体的施策が示されました。

平成13（2001）年には配偶者からの暴力にかかわる通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とした「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（配偶者暴力防止法）」（令和元（2019）年最終改正）が施行されました。

平成28年には、女性が、職業生活において、その希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備することを目的とした「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」（令和元（2019）年改正）が全面施行されました。

令和2（2020）年には、「第5次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～」が閣議決定されました。

令和5（2023）年には、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現を目指した「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が施行されました。

令和6（2024）年には、女性をめぐる課題が複雑化、多様化、複合化していることが、コロナ禍により顕在化し、女性に対する支援強化が喫緊の課題として認識される中、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行されました。

(2) 大阪府の動向

大阪府では、平成13（2001）年に、男女共同参画社会基本法に基づき、「おおさか男女共同参画プラン（大阪府男女共同参画計画）」（平成18（2006）年改訂）を策定し、平成14（2002）年には府民や事業者とともに男女共同参画社会の実現をめざす指針となる「大阪府男女共同参画推進条例」が施行されました。

その後、平成23（2011）年には「おおさか男女共同参画プラン（2011－2015）」が策定され、以後5年ごとに新しいプランを策定し、令和7年には「おおさか男女共同参画プラン（2026－2030）」が策定されました。

また、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に基づき、平成17（2005）年に「大阪府配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」が策定され、平成29（2017）年に「大阪府配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画（2017－2021）」が、令和4（2022）年には「大阪府配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画（2022－20

26)」が策定されました。

令和6（2024）年には、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に基づき、「大阪府困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（2024-2026）」が策定されました。

（3）藤井寺市の動向

本市では、平成13（2001）年に、「男女共同参画のための藤井寺市行動計画（ふじいでら女性プラン）」を策定し、平成14（2002）年には、男女共同参画の推進のための活動拠点として、市民総合会館本館3階に「女性ネットワークルーム」（現：男女共同参画ルーム）をオープンしました。

平成23（2011）年には、「藤井寺市男女共同参画推進条例」を施行し、同条例に基づく第2期計画を策定するとともに、男女共同参画に関する重要事項について意見を聴くため、「藤井寺市男女共同参画推進審議会」を設置しました。平成28（2016）年には第3期計画、令和3（2021）年には第4期計画を策定し、あらゆる場面において、だれもが自分らしさを大切にしながらいきいきと暮らしていける男女共同参画社会の実現のため、様々な施策を総合的・計画的に進めてきました。

なお、第2期計画以降は、配偶者暴力防止法の制定・改正および女性活躍推進法の制定を踏まえて策定し、ドメスティック・バイオレンス（DV）に関する支援や女性活躍に関する施策を進めてきました。

そして、令和6（2024）年に第六次藤井寺市総合計画を策定し、「人権・多様性理解の推進」として、市民一人ひとりが互いを大切に、あらゆる差別がなく違いを認め合う、平和で人権や多様性を尊重するグローバル社会を見据えたまちを目指すこととしています。

3 計画の位置づけ

第5期計画は、本市における男女共同参画社会の実現に向けた総合的な計画として、本市が取り組むべき施策の基本的な方向やその内容を明らかにするものです。

また、次に掲げる法律及び条例に基づく計画として位置づけ、市の総合計画をはじめ、他の関連する個別計画との整合性を図ります。

- (1) 藤井寺市男女共同参画推進条例第10条第1項に基づく「基本計画」
- (2) 男女共同参画社会基本法第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」
- (3) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）第6条第2項に基づく「市町村推進計画」【女性活躍推進計画】
- (4) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（配偶者暴力防止法）第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」【DV防止基本計画】
- (5) 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第8条第3項に基づく「市町村基本計画」【困難な問題を抱える女性支援基本計画】

4 計画の期間

計画の期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。ただし、今後の国内外の動向や社会情勢の変化等に対応し、必要に応じて見直しを行うこととします。

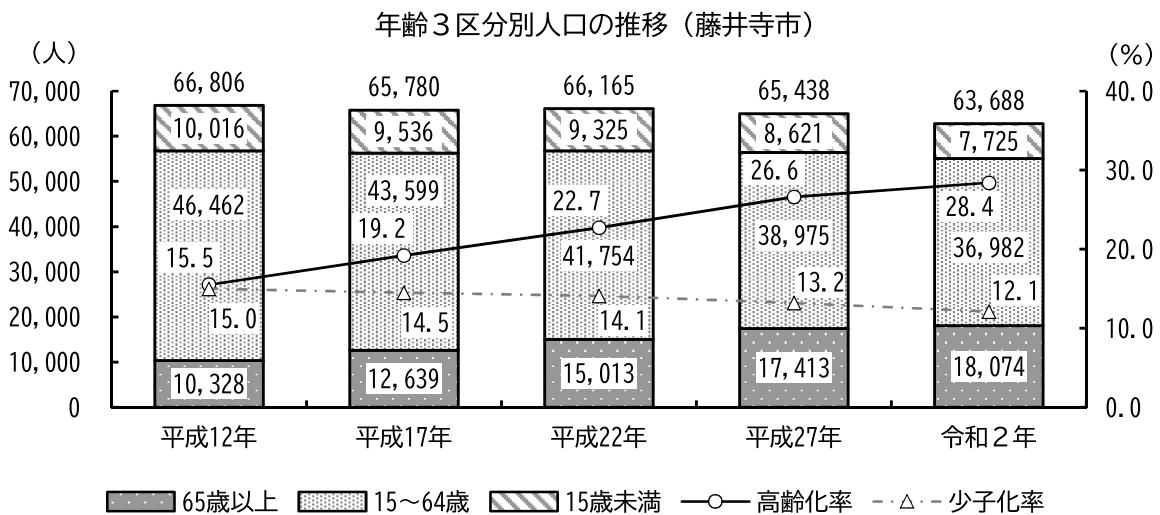
第2章

本市の現状と課題

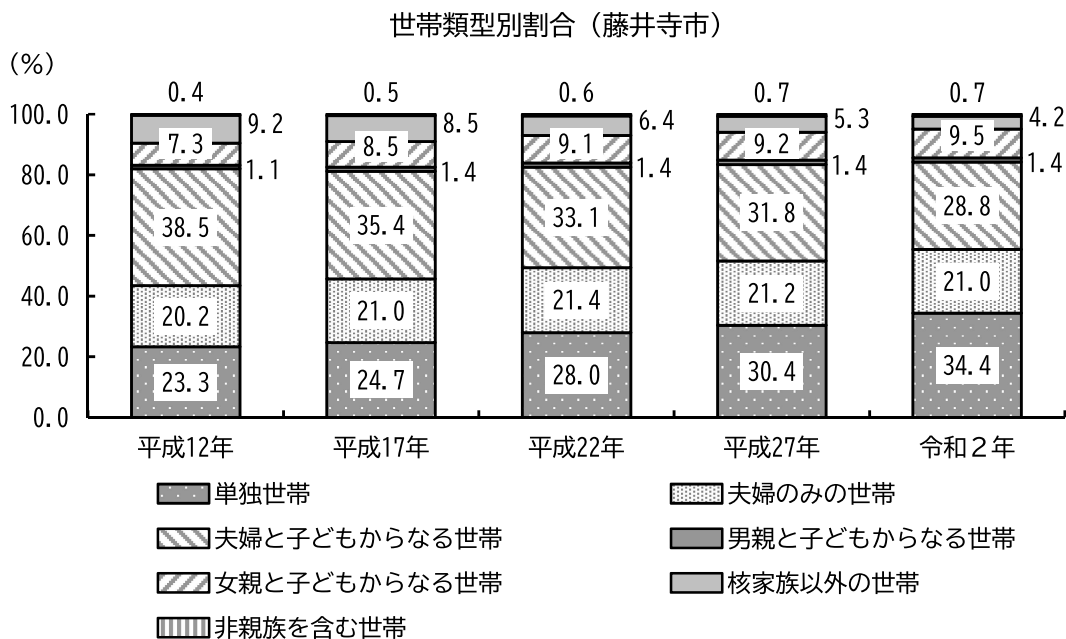
1 藤井寺市の男女共同参画にかかるとる状況

(1) 人口や世帯の状況

人口は減少傾向にあり、65歳以上の人口は増加する一方、65歳未満の人口は減少しており、少子化および高齢化が進行しています。世帯構成では、「単独世帯」が増加し、「夫婦と子どもからなる世帯」が減少しています。



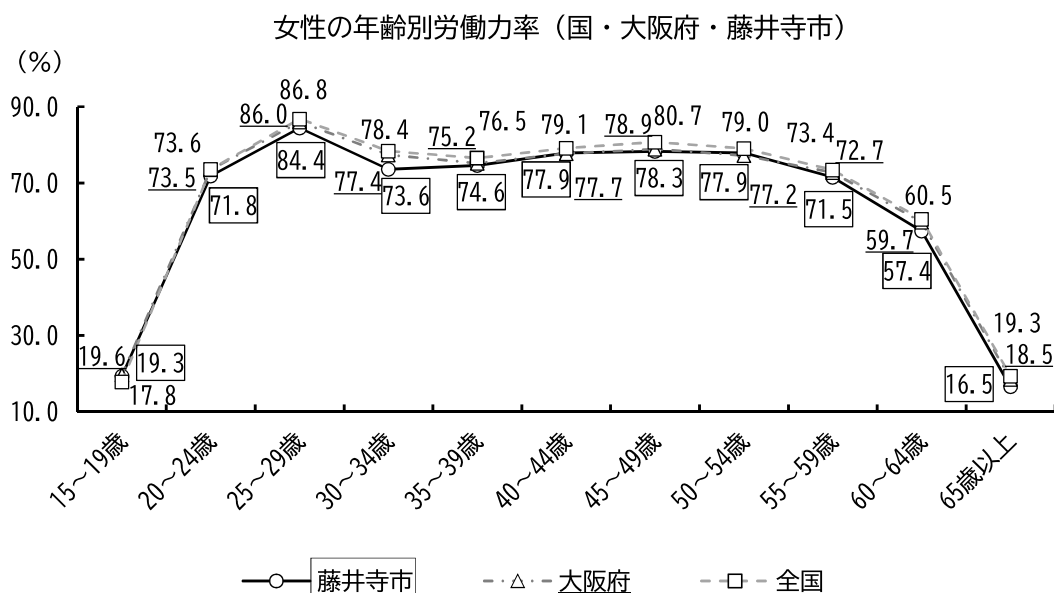
※ 総数は年齢「不詳」を含むため、各年齢別の人口の合計とは一致しない。
資料：総務省「令和2年国勢調査」



資料：総務省「令和2年国勢調査」

(2) 女性の就労状況

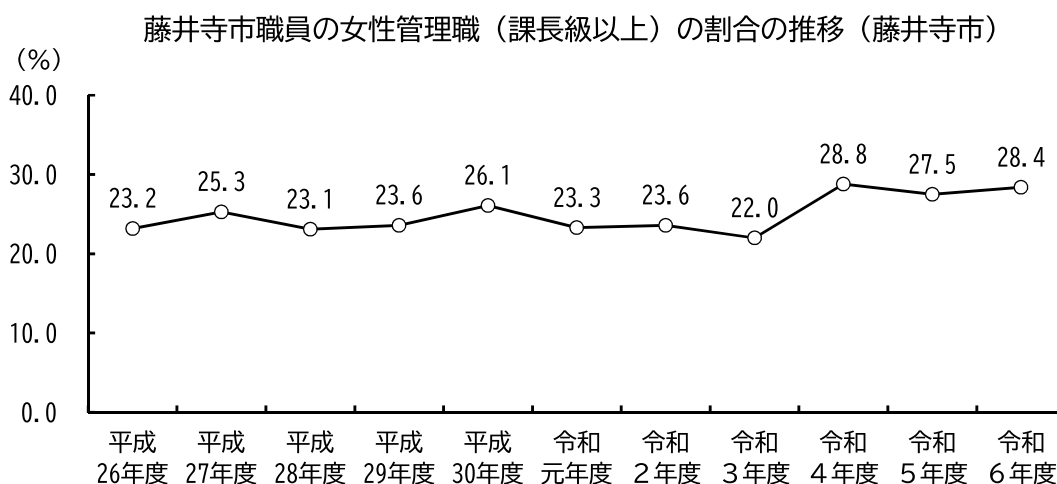
女性の年齢別労働力率をみると、M字カーブになっています。藤井寺市は、全国・大阪府と比べると大きな変化はありませんが、全体的に女性の労働力率が低くなっています。



資料：総務省「令和2年国勢調査」

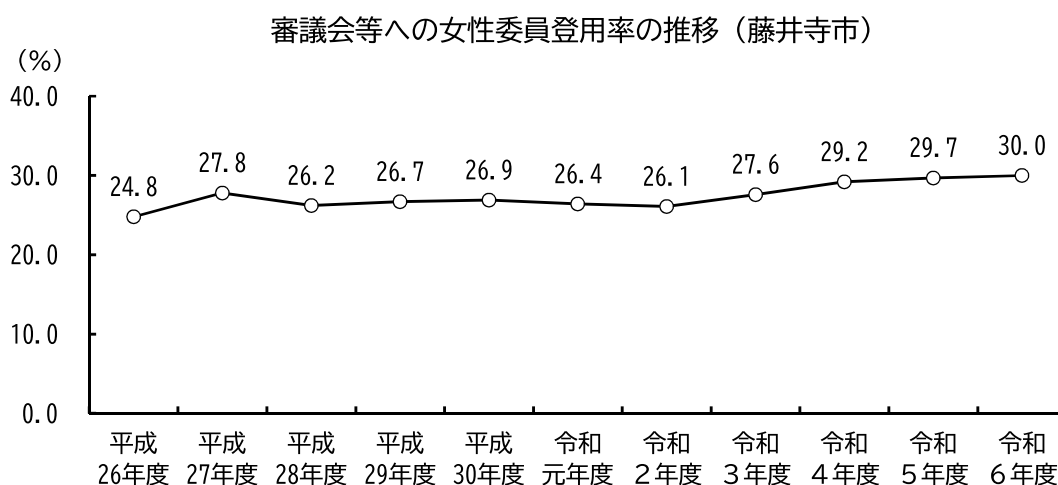
(3) 女性活躍の状況

藤井寺市職員の女性管理職は、令和3年度までは横ばいで推移していましたが、令和4年度に増加し、令和6年度は28.4%となっています。

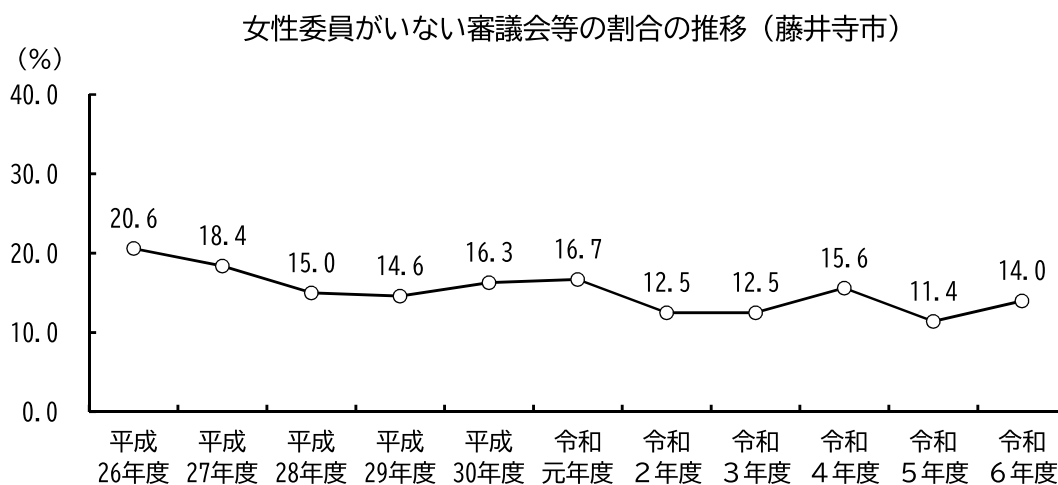


資料：人事課（各年度4月1日現在）

藤井寺市の審議会等への女性委員の登用率は、増加傾向で推移しています。また、女性委員がない審議会等の割合は増減を繰り返しながらも減少傾向にあります。



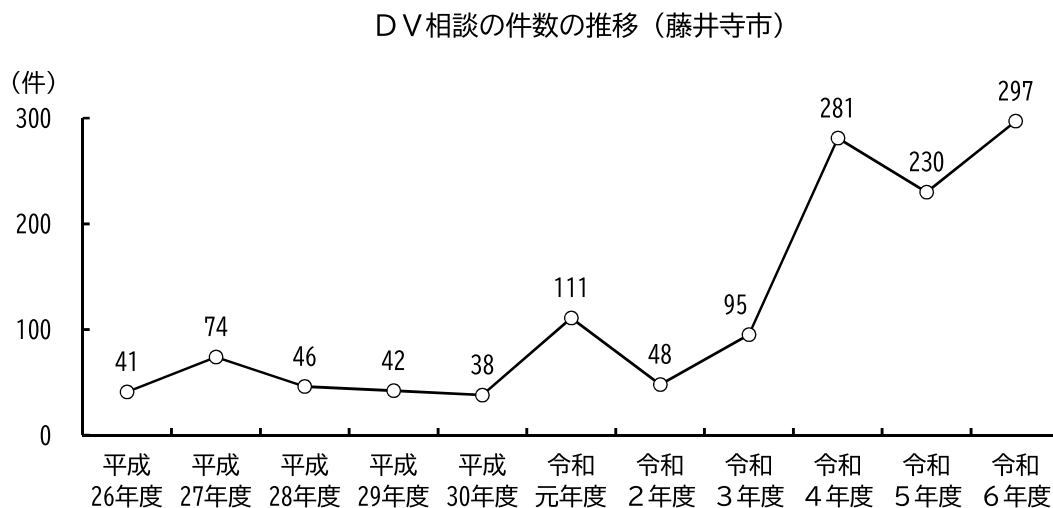
資料：協働人権課（各年度3月末現在）



資料：協働人権課（各年度3月末現在）

(4) DV相談の状況

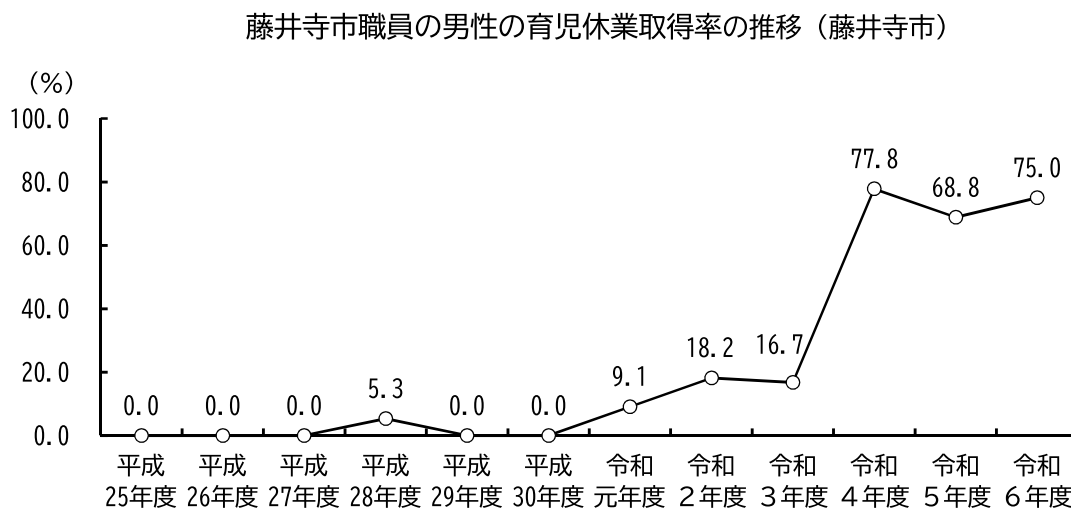
DVの相談件数は、令和4年度から大幅に増加し、増加傾向にあります。



資料：協働人権課（各年度3月末現在）

(5) 男性の育児休業取得率

藤井寺市職員の男性の育児休業取得率は、平成25年度から令和元年度までは10%以下で推移していましたが、令和4年度で大幅に増加し、令和6年度は75.0%となっています。



資料：人事課（各年度4月1日現在）

2 市民アンケート調査

(1) アンケート調査概要

第5期計画策定の基礎資料とするために「男女共同参画に関するアンケート」を実施しました。

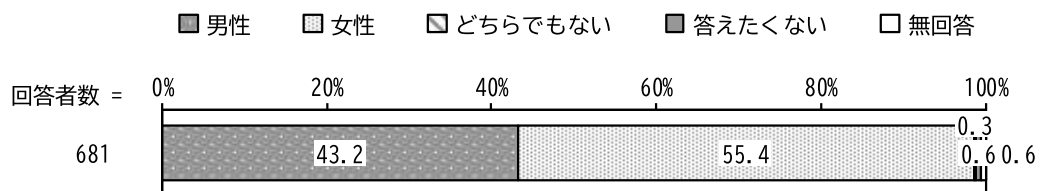
調査対象	市内在住の18歳以上を対象に無作為抽出
調査方法	郵送による配布・回収及びWEBによる回答
調査期間	令和7年4月23日～5月14日
調査対象者数（配布数）	1,500通
回収数	681通
回収率	45.4%

(2) アンケート調査結果

あなたの性別を教えてください。

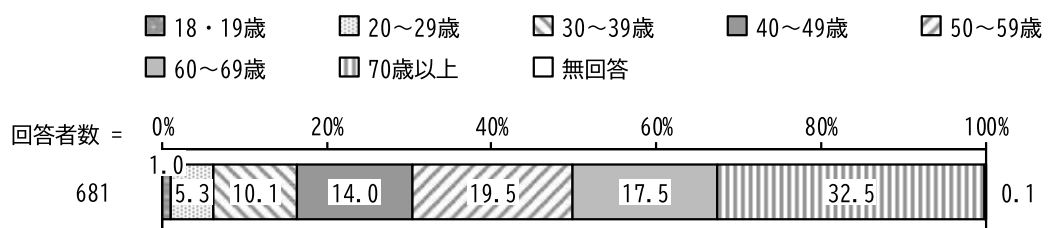
※本調査は、男女共同参画に関する意識などを調査するため、性別を回答いただいています。選択肢の「どちらでもない」は、性の多様性を考慮したものです。戸籍上の区分とは別に、ご自身の主観によりご記入ください。

「男性」の割合が43.2%、「女性」の割合が55.4%となっています。



あなたの年齢を教えてください。

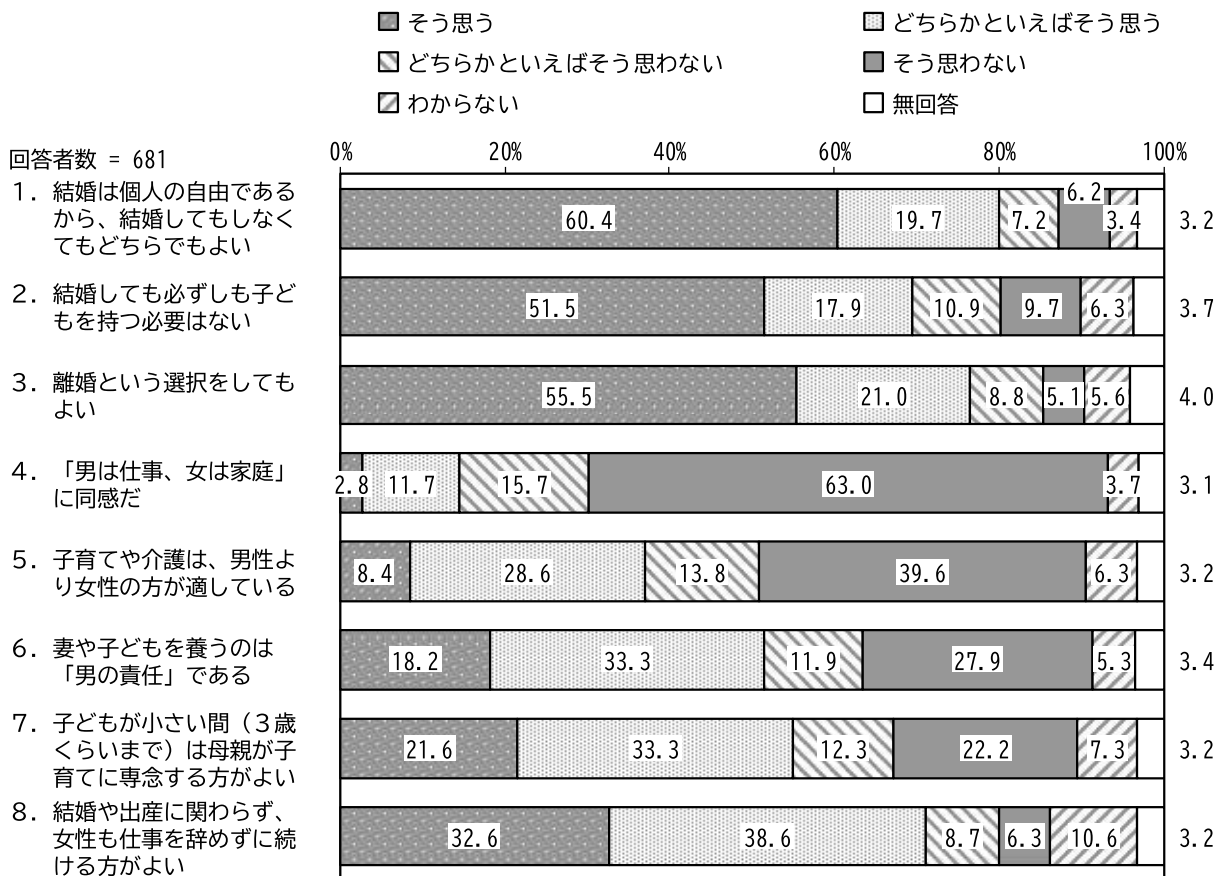
「70歳以上」の割合が32.5%と最も高く、次いで「50～59歳」の割合が19.5%、「60～69歳」の割合が17.5%となっています。



男女の役割やあり方についてどう思いますか。

『1. 結婚は個人の自由であるから、結婚してもしなくてもどちらでもよい』で「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」を合わせた“そう思う”が高くなっています。一方、『4. 「男は仕事、女は家庭」に同感だ』で「どちらかといえばそう思わない」と「そう思わない」を合わせた“そう思わない”が高くなっています。

男女の役割やあり方について



以下の項目について、家庭では誰が担うのが理想だと思えますか。また、あなたのご家庭では実際にどう分担されていますか。

理想の分担では、ほとんどの項目で「夫婦で分担する」と答えた割合が最も高くなっています。その中でも「1.生活費を得る」で「主に夫が担う」が「主に妻が担う」よりも高く、「2.家計の管理をする」「4.食事のしたくをする」「5.掃除、洗濯をする」「6.乳幼児の世話をする」などでは「主に妻が担う」が「主に夫が担う」より高くなっています。また「3.高額の買い物の決定をする」では、「話し合いで決める」が高くなっています。

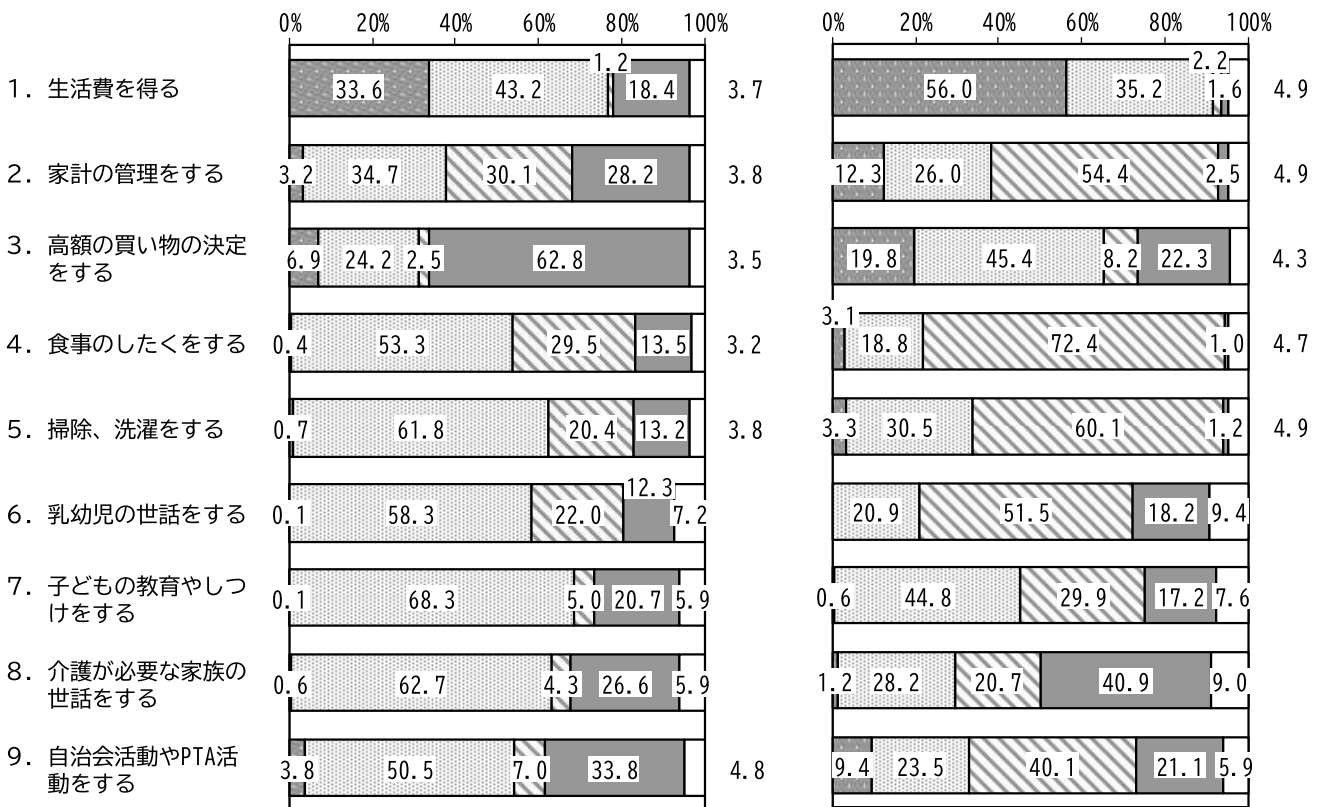
実際の分担では、「1.生活費を得る」で、「主に夫が担う」が、「2.家計の管理をする」「4.食事のしたくをする」「5.掃除、洗濯をする」「6.乳幼児の世話をする」などで「主に妻が担う」が最も高くなっています。また「3.高額の買い物の決定をする」「7.子どもの教育やしつけをする」では「夫婦で分担する」が最も高くなっています。

家庭での分担について

【理想の分担（回答者数=681）】

【実際の分担（回答者数=489）】

■ 主に夫が担う □ 夫婦で分担する ▨ 主に妻が担う ■ 話し合いで決める □ 無回答

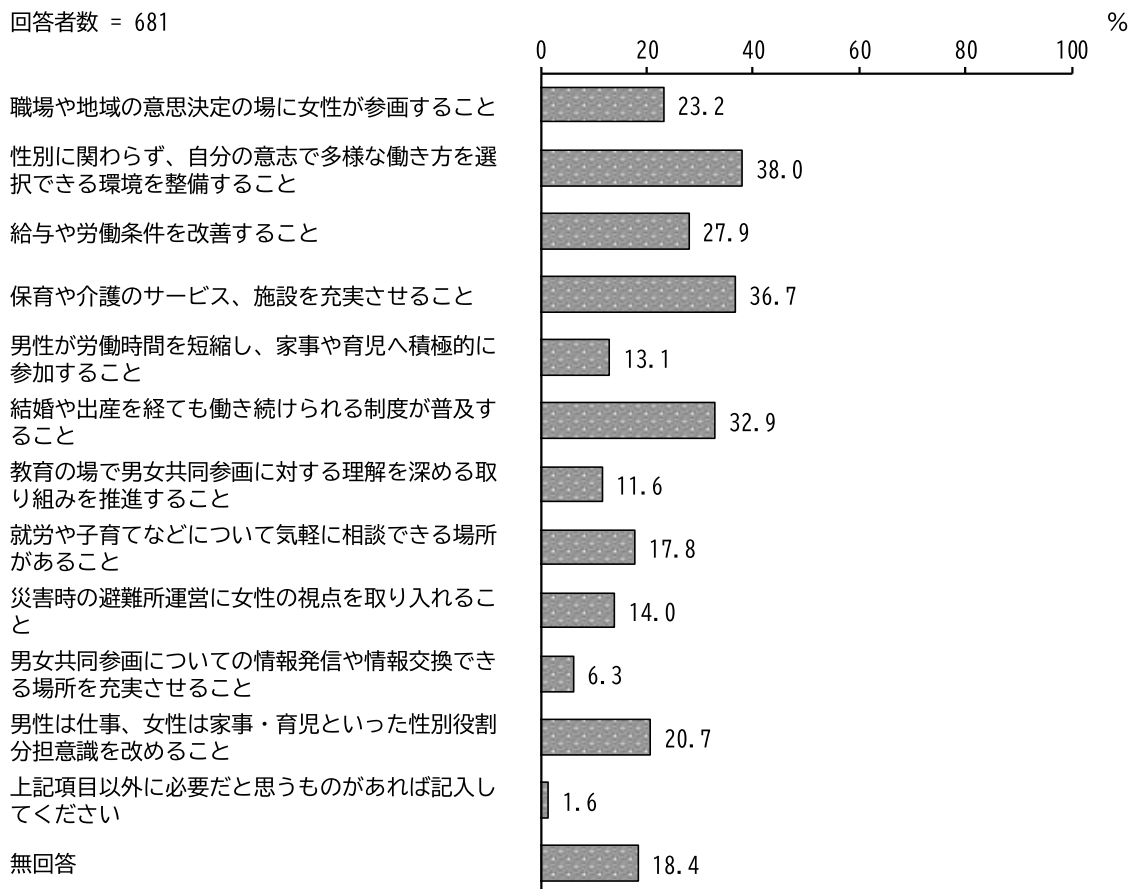


男女共同参画を進めていくためにはどのような具体的取り組みが必要だと思いますか。（3つまで選択可）

「性別に関わらず、自分の意志で多様な働き方を選択できる環境を整備すること」の割合が38.0%と最も高く、次いで「保育や介護のサービス、施設を充実させること」の割合が36.7%、「結婚や出産を経ても働き続けられる制度が普及すること」の割合が32.9%となっています。

男女共同参画を進めていくために必要な取り組みについて

回答者数 = 681

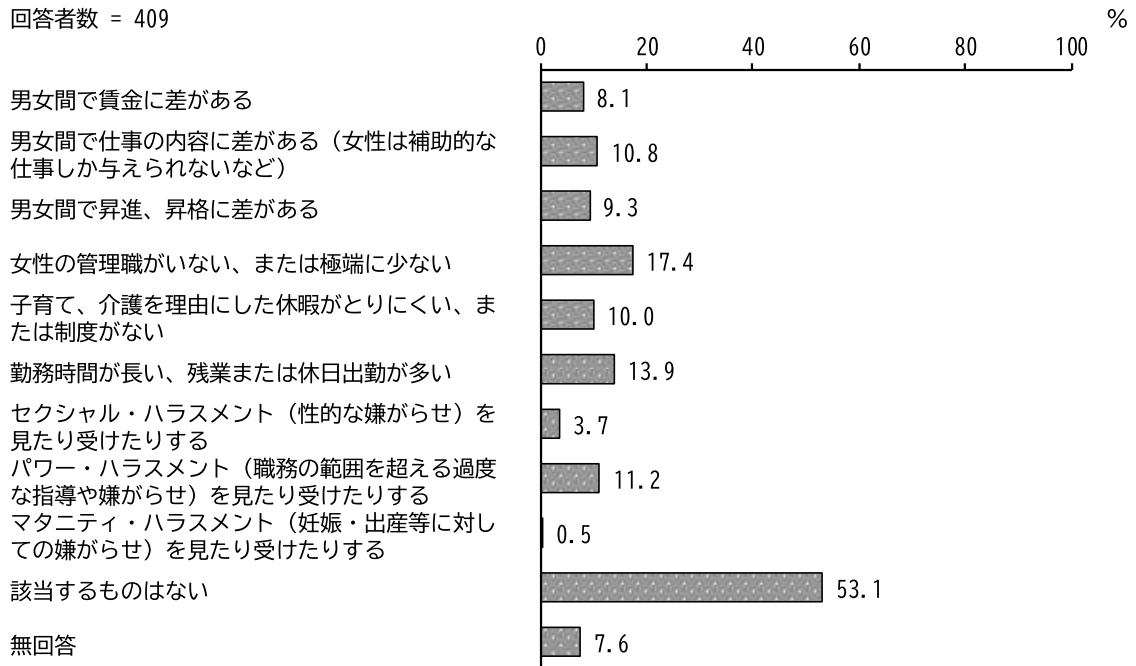


あなたの職場では以下のようなことがありますか。(複数選択可)

「該当するものはない」の割合が53.1%と最も高く、次いで「女性の管理職がない、または極端に少ない」の割合が17.4%、「勤務時間が長い、残業または休日出勤が多い」の割合が13.9%となっています。

職場について

回答者数 = 409



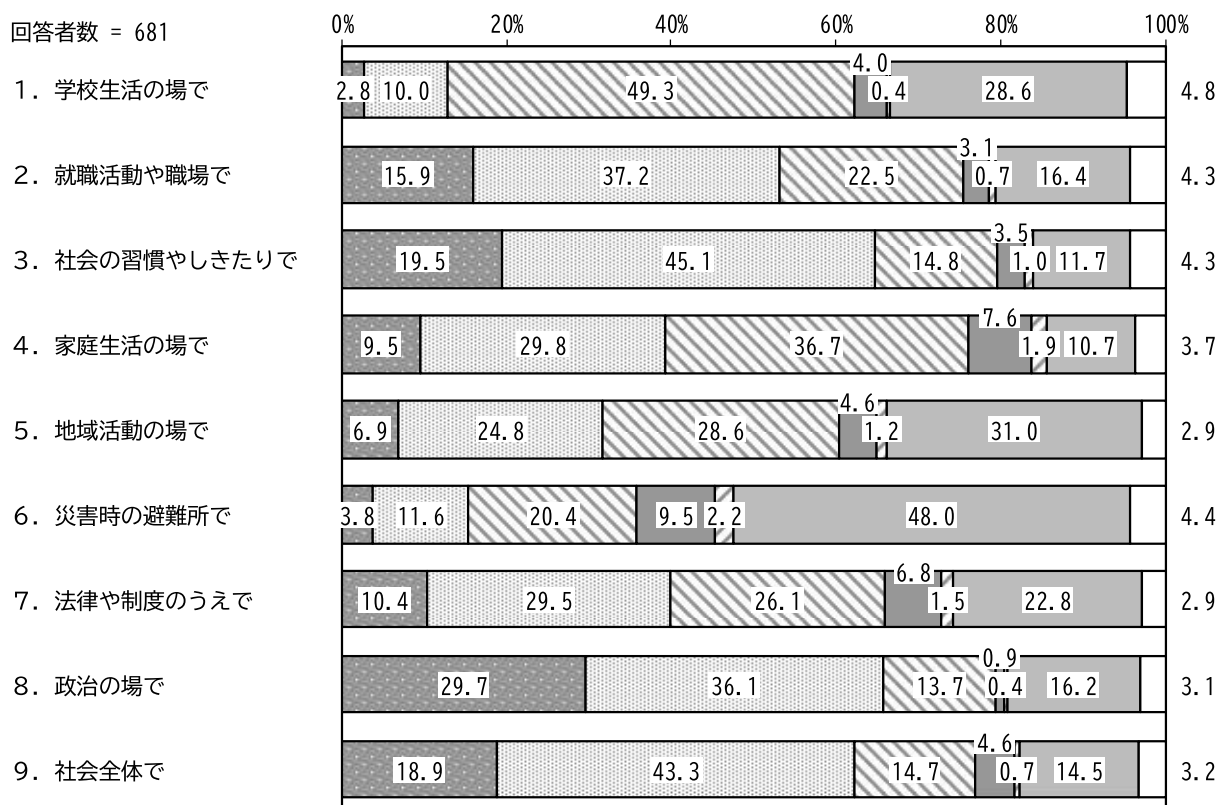
以下の場面における男女の地位についてどう感じますか。

すべての項目で「男性の方が優遇されている」と「どちらかといえば男性の方が優遇されている」を合わせた“男性優遇”が、「女性の方が優遇されている」と「どちらかといえば女性の方が優遇されている」を合わせた“女性優遇”より高くなっています。特に『3. 社会の習慣やしきたりで』『8. 政治の場で』『9. 社会全体で』等で“男性優遇”の割合が高くなっています。また『1. 学校生活の場で』では「平等である」が最も高くなっています。

男女の地位について

- 男性の方が優遇されている
- ▨ どちらかといえば男性の方が優遇されている
- ▩ 平等である
- どちらかといえば女性の方が優遇されている
- ▨ 女性の方が優遇されている
- わからない
- 無回答

回答者数 = 681

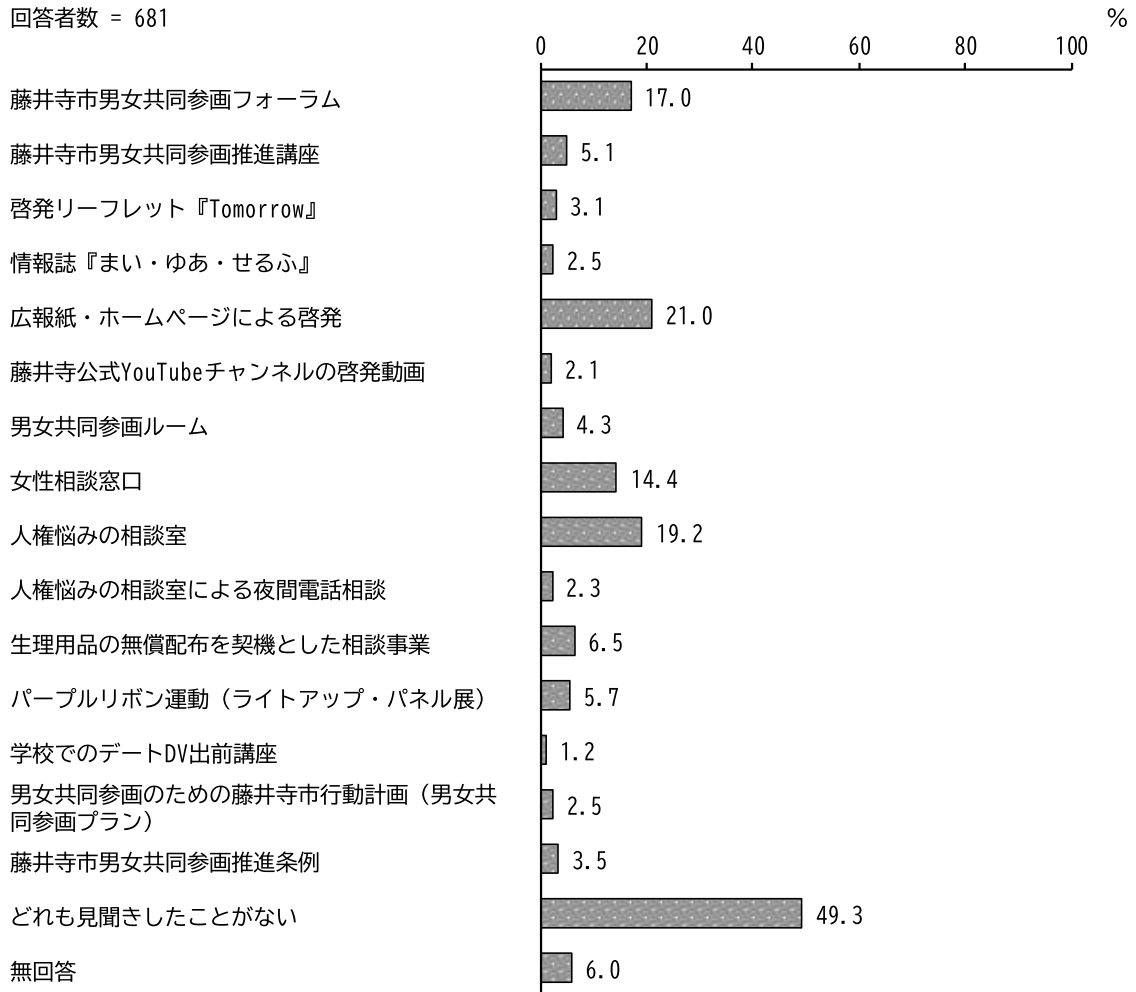


あなたは、次のような男女共同参画や女性支援に関する市の取り組みの中で、見聞きしたことがあるものはありますか。（複数選択可）

「どれも見聞きしたことがない」の割合が49.3%と最も高く、次いで「広報紙・ホームページによる啓発」の割合が21.0%、「人権悩みの相談室」の割合が19.2%となっています。

見聞きしたことがあるものの割合

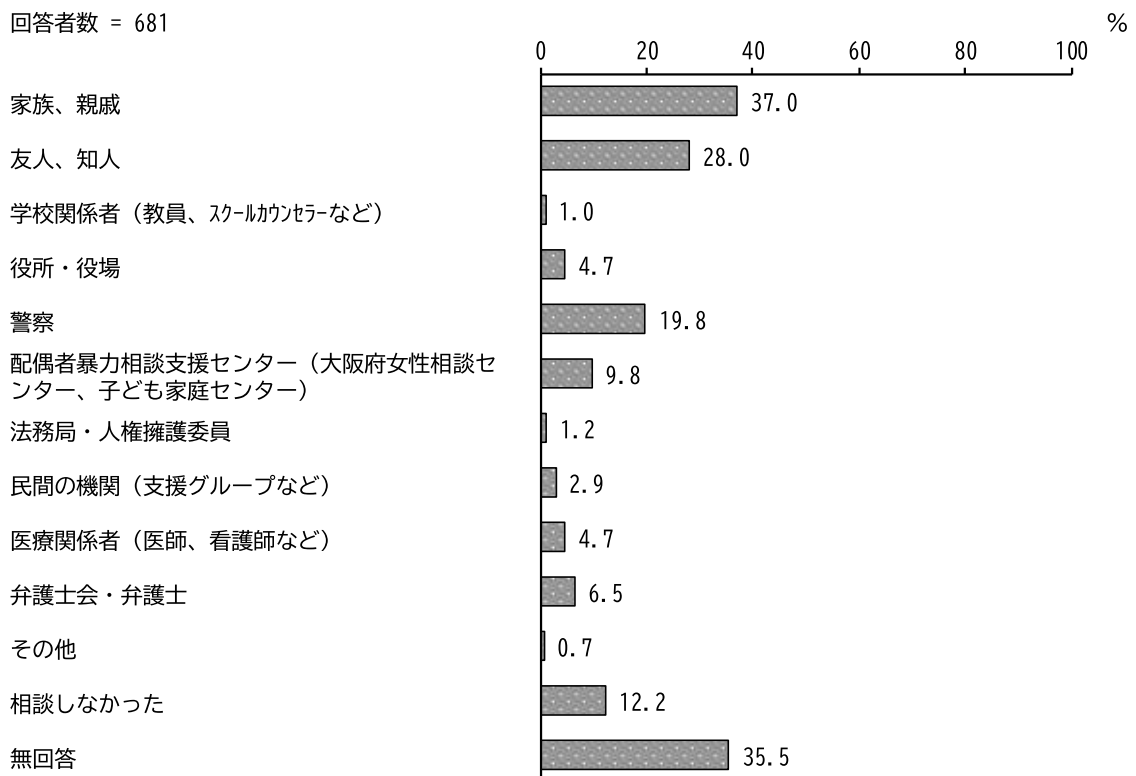
回答者数 = 681



実際に暴力を受けた方はそのことを誰に相談しましたか。あるいは、暴力を受けた場合、あなたはそのことを誰に相談しようと思いますか。（複数選択可）

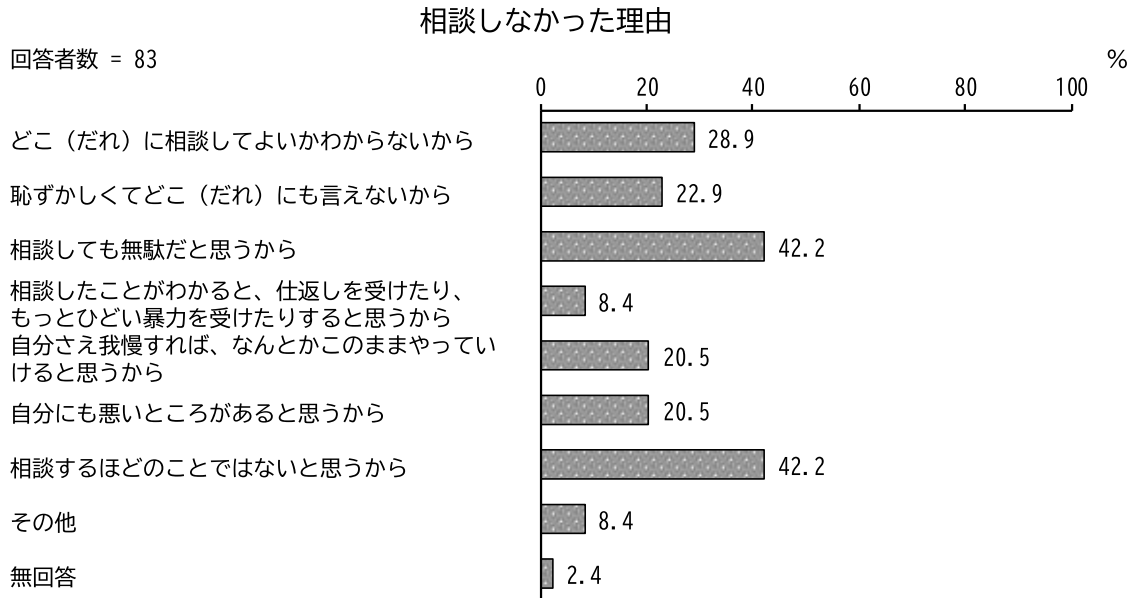
「家族、親戚」の割合が37.0%と最も高く、次いで「友人、知人」の割合が28.0%、「警察」の割合が19.8%となっています。また、「相談しなかった」の割合が12.2%となっています。

暴力を受けた方の相談先の割合



暴力を受けたことを相談しなかった理由を教えてください。(複数選択可)

「相談しても無駄だと思うから」、「相談するほどのことではないと思うから」の割合が42.2%と最も高く、次いで「どこ(だれ)に相談してよいかわからないから」の割合が28.9%となっています。



性別にみると、「自分にも悪いところがあると思うから」、「相談するほどのことではないと思うから」の割合が男性で高くなっています。一方、「相談しても無駄だと思うから」、「相談したことがわかると、仕返しを受けたり、もっとひどい暴力を受けたりすると思うから」、「自分さえ我慢すれば、なんとかこのままやっていけると思うから」の割合が女性で高くなっています。

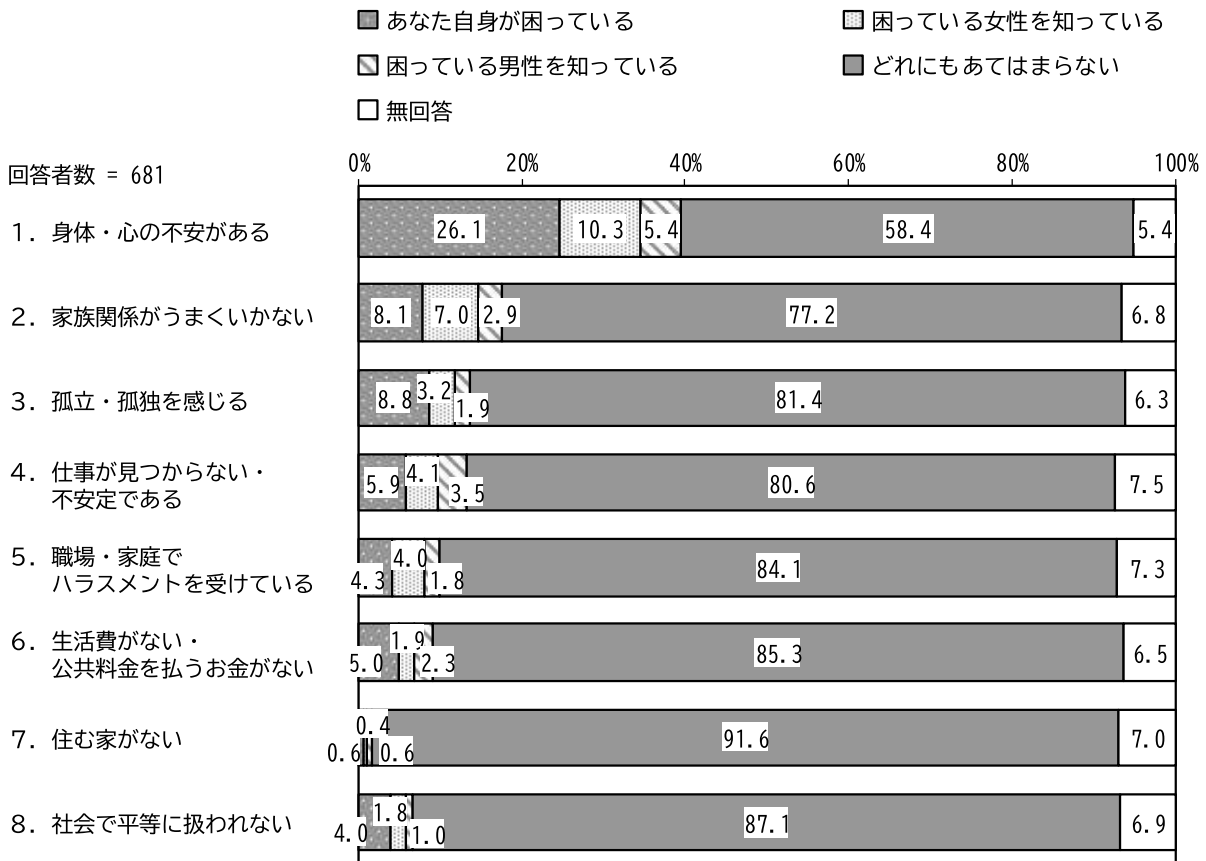
単位：%

区分	回答者数(件)	どこ(だれ)に相談してよいかわからないから	恥ずかしくてどこ(だれ)にも言えないから	相談しても無駄だと思うから	相談したことがわかると、仕返しを受けたり、もっとひどい暴力を受けたりすると思うから	自分さえ我慢すれば、なんとかこのままやっていけると思うから	自分にも悪いところがあると思うから	相談するほどのことではないと思うから	その他	無回答
男性	35	28.6	11.4	22.9	0.0	0.0	25.7	51.4	5.7	2.9
女性	47	29.8	31.9	57.4	14.9	36.2	17.0	34.0	10.6	2.1

現在、日常生活をするうえで次のようなことで困っていますか。

「身体・心の不安がある」の割合が最も高く、その中でも「あなた自身が困っている」の割合が26.1%、「困っている女性を知っている」の割合が10.3%となっています。

日常生活で困っていることの割合



3 本市の男女共同参画における課題

ここでは、国・府の動向や市民アンケートの結果を踏まえ、本市における男女共同参画における課題を、第4期計画の基本目標ごとに整理しました。

【基本目標 I】男女共同参画に対する正しい理解の促進

1 あらゆる分野における性別役割分担意識の変革

本市では、広報紙や啓発誌、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）などの多様な媒体を用いて、一人ひとりが当事者意識を高め、性別に関する固定観念の解消に向けた啓発活動を行いました。

アンケート調査結果では、男女の役割やあり方について「男は仕事、女は家庭に同感だ」では14.5%、「子育てや介護は、男性より女性の方が適している」では37.0%、「妻や子どもを養うのは男の責任である」では51.5%が「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」を合わせた“そう思う”と回答しています。

また、家庭での分担について、理想の分担ではほとんどの項目で「夫婦で分担する」と回答した人の割合が高いものの、実際の分担では「主に夫が担う」もしくは「主に妻が担う」と回答した人の割合が高くなっています。

さらに、男女共同参画を進めていくために必要な取り組みについて、「男性は仕事、女性は家事・育児といった性別役割分担意識を改めること」と回答した人の割合が20.7%となっています。

男女共同参画を推進するためには、固定的な性別役割分担意識にとらわれることなく、仕事や家庭の責任を男女が協力して担っていくことが求められています。今後も、固定的な性別役割分担意識の解消に向けて、広報・啓発活動、講演会等を行い、男女共同参画を進めることは男性にとっても女性にとっても暮らしやすくなるという理解を深めていくことが必要です。

2 男女共同参画を浸透させる教育・学習の充実

本市では、学校教育や保育のあらゆる機会を通じて、無自覚に子どもに固定的な性別役割分担意識やジェンダー意識を植え付けていないか、押し付けていないかの見直しを行い、男女平等を基本とした教育や保育を推進するとともに、性的指向や性自認の多様性に理解を深める取組を行いました。

アンケート調査結果では、男女共同参画を進めていくために必要な取り組みについて、「教育の場で男女共同参画に対する理解を深める取組を推進すること」と回答した人の割合が11.6%となっています。

固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）は、学校・家庭・地域社会などの様々な場面において、幼い頃から長年にわたり形成され

やすいため、幼少期のうちから性別に基づく固定観念を生じさせないよう家庭や学校において男女平等意識を形成していくことが重要です。そして、社会のあらゆる分野において、性別や性的指向に関わらず、子どもの個性を伸ばし、他者を尊重する人権感覚が身につくような教育内容を充実させ、将来の男女共同参画社会を担う人材を育てることが必要です。

【基本目標Ⅱ】男女がともに社会のあらゆる分野に参画する機会の確保

1 意思決定過程における男女共同参画の推進

本市では、男女共同参画の視点を持つ人材の養成に向けた取組を行うとともに、地域活動において、多様な視点が反映されるように啓発を行いました。

アンケート調査結果では、男女の地位について「地域活動の場」「法律や制度のうえ」「政治の場」「社会全体」の場面において「男性の方が優遇されている」と「どちらかといえば男性の方が優遇されている」を合わせた“男性優遇”の割合が“女性優遇”より（女性よりも男性が優遇されているという趣旨の回答が）高くなっています。

また、男女共同参画を進めていくために必要な取り組みについて、「職場や地域の意思決定の場に女性が参画すること」と回答した人の割合が23.2%となっています。

審議会等への女性委員参画率35.0%以上を目指して取組を進めてきましたが、策定時から増加傾向にはあるものの令和6年度の実績値は30.0%となり、目標を達成できませんでした。

社会や個人の固定的な性別役割分担意識等を背景に、女性の登用が男性よりも遅れています。

今後も引き続き、意思決定過程の場における男女共同参画の重要性について、企業や地域に向けて、好事例の情報提供をするなどして積極的に働きかけることが必要です。

2 働く場での男女共同参画の推進

本市では、市内の事業所に対して、女性活躍推進法や男女雇用機会均等法などの法の周知や、男女共同参画の職場づくりや女性の活躍に関する啓発を行いました。また、ハラスメントのない職場づくりに向けて、事業所と労働者の双方に対する意識啓発や相談体制の充実を行いました。

アンケート調査結果では、職場について、「セクシュアル・ハラスメント（性的な嫌がらせ）を見たり受けたりする」が3.7%、「パワー・ハラスメント（職務の範囲を超える過度な指導や嫌がらせ）を見たり受けたりする」が11.2%、「マタニティ・ハラスメント（妊娠・出産等に対する嫌がらせ）を見たり受けたりする」と回答した人の割合が0.5%となっています。

また、男女共同参画を進めていくために必要な取り組みについて、「性別に関わらず、自分の意志で多様な働き方を選択できる環境を整備すること」と回答した人の割合が

38. 0%となっています。

職場においては、仕事の内容や賃金、待遇、昇進・昇格の機会などの男女差別をなくすとともに、性別に関わらず多様で柔軟な働き方を選択できる職場づくりと働き続けられる職場づくりを進める必要があります。

また、各種ハラスメントについての知識を得る、ハラスメントを受けた際の対応や相談窓口を知ってもらうため、情報提供を進めていく必要があります。

3 ワーク・ライフ・バランスの推進

本市では、市民に対して、ワーク・ライフ・バランスへの理解を深める講座や情報を提供するとともに、事業所に対しては、残業や休日出勤の削減、休業・休暇の取得率の上昇を目指した組織改革の参考となる先進事例を紹介するなど、ワーク・ライフ・バランスの啓発に努めました。

アンケート調査結果では、職場について、「子育て、介護を理由にした休暇がとりにくい、または制度がない」が10.0%、「勤務時間が長い、残業または休日出勤が多い」と回答した人の割合が13.9%となっています。

また、男女共同参画を進めていくために必要な取り組みについて、「男性が労働時間を短縮し、家事や育児へ積極的に参加すること」が13.1%、「結婚や出産を経ても働き続けられる制度が普及すること」と回答した人の割合が32.9%となっています。

男女共同参画の視点から、男性も女性も互いに協力し合い分担することで、仕事と家庭生活、地域活動等を調和させた豊かな暮らしを実現することが求められます。

今後も、男女がともに、仕事と家庭生活等の仕事以外の生活を両立し、誰もが自分の希望する活動に充てる時間を増やせるよう、ワーク・ライフ・バランスの意義や重要性に関する啓発及び情報提供を推進していく必要があります。

さらに、休暇の取得や勤務の軽減につながる制度や、家事や育児、介護等様々な事情を有する人が働き続けられる環境を整備する必要があります。

4 藤井寺市の男女共同参画の職場づくり

本市では、働き方の見直しや職場風土の改善に向けて、平成22（2010）年に男女共同参画の職場づくり研究会を設置しました。また、ワーク・ライフ・バランスに関する啓発資料を作成するとともに、取組を着実に推進するために、藤井寺市人権行政推進本部や各課に配置している人権推進員を活用して、庁内の推進体制の充実に努めました。

管理職（課長級以上）に占める女性職員の割合30.0%以上を目指して取組を進めてきましたが、策定時から増加傾向にはあるものの令和6年度の実績値は28.4%となり、目標を達成できませんでした。

男性職員の育児休業取得率は第4期計画策定時の9.1%から大きく増加し令和6年度実績値は75.0%となり、目標の30.0%を上回ることができました。

今後も引き続き、庁内における男女共同参画推進体制の整備を進める必要があります。市職員の男女共同参画に関するさらなる意識向上に取り組むとともに、業務の実態における性別役割分担意識に基づく男女間の差異の解消に努め、仕事と家庭の両立を支援する施策の充実を図ることが求められます。男女共同参画社会の実現に向け、庁内において率先して取り組みを進めることが重要です。

また、率先行動としての市役所庁内の男女共同参画の推進について庁内外にPRしていくことが必要です。

【基本目標Ⅲ】誰もが安心して暮らせる環境の整備についての課題

1 性の尊重と健康への支援

本市では、全ての人々が、生涯にわたって主体的に健康づくりを行えるよう、各種健康診査を実施するとともに、喫煙・飲酒などによる健康被害の予防に関する啓発も含めて、心身の健康に関する正しい知識・情報の提供、相談体制の充実を図りました。

アンケート調査結果では、日常生活をするうえで困っていることについて、身体・心の不安では「自身が困っている」が26.1%、「困っている女性を知っている」が10.3%、「困っている男性を知っている」と回答した人の割合が5.4%となっています。

生涯を通じて心も身体も健康に過ごすためには、普段からの健康増進、病気の予防と早期発見が大切であり、行政は健康診断などを充実させるほか、市民が主体的に健康づくりに取り組める環境整備を進める必要があります。さらに、近年はストレスなどによる心の健康が問題となっていることから、性別や世代に応じたメンタルヘルス対策にも取り組む必要があります。

さらに、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利を守る取り組み）に関する意識を広く社会に浸透させ、女性の思春期、妊娠・出産期、更年期、老年期といったライフステージに応じた健康を支援するための取り組みの重要性についての認識を高め、男女が共に高い関心を持ち、正しい知識・情報を得て、認識を深めるための施策を推進することが必要です。

2 防災における男女共同参画の推進

本市では、防災対策に多様な視点が反映されるよう、防災会議や地域の自主防災組織などにおける女性参画の推進に努め、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立や地域防災力の向上を図りました。

アンケート調査結果では、男女共同参画を進めていくために必要な取り組みについて、「災害時の避難所運営に女性の視点を取り入れること」と回答した人の割合が14.0%となっています。

災害の多い昨今の状況から、日頃から男女共同参画の視点を踏まえた防災対策を講じておく必要があることから、町会・自治会においても男女共同参画の視点を踏まえ

た防災対策の取り組みを、さらに推進していく必要があります。さらに、被災時の避難所における男女のニーズの違いなどに配慮した災害対応を推進することが求められています。

3 あらゆる暴力の根絶

本市では、DVについて正しい知識を啓発していくとともに、相談窓口や配偶者暴力防止法、DV被害者への具体的な支援内容について周知しました。また、一人でも多くのDV被害者を発見して、適切な支援へとつなげられるよう、各窓口職員のDVに関する知識を高めました。

アンケート調査結果では、暴力を受けた方はそのことを誰に相談しましたかについて、「相談しなかった」と回答した人の割合が12.2%となっており、その理由として、「相談しても無駄だと思うから」、「相談するほどのことではないと思うから」が42.2%と最も高く、次いで「どこ（だれ）に相談してよいかわからないから」が28.9%となっています。性別にみると、「自分にも悪いところがあると思うから」、「相談するほどのことではないと思うから」の割合が男性で高くなっており、「相談しても無駄だと思うから」、「相談したことがわかると、仕返しを受けたり、もっとひどい暴力を受けたりすると思うから」、「自分さえ我慢すれば、なんとかこのままやっていけると思うから」の割合が女性で高くなっています。

DV被害者の中には、性別に関わらず、自らが被害者であるという自覚がないまま暴力を受け続けている人がいます。女性に対する暴力の背景には、社会的・経済的な男性の優位性などの構造的課題がある一方、男性の被害についても、被害を表明しにくい社会的要因により顕在化しにくい状況があります。

暴力防止への理解を広く市民に促すためには、当事者や関係者だけでなく、多くの市民に向け、様々な機会をとらえて幅広い普及活動を行うとともに、さまざまな暴力を根絶するため、暴力の加害者、被害者、傍観者とならないための幼児期からの教育をはじめとした暴力を容認しない社会環境の整備が必要です。

今後も引き続き、DVに関する周知啓発を進めるとともに、DV被害者が相談したいと思った時に適切な相談事業を利用できるよう、相談窓口の周知も図っていくことが重要です。

第 3 章

計画の基本理念と基本目標

1 計画の基本理念

藤井寺市男女共同参画推進条例の理念を踏まえ、第5期計画の基本理念を「地域や家庭、学校、職場などのあらゆる場面において、だれもが自分らしさを大切にしながらいきいきと暮らしていける、男女共同参画社会の実現」として、誰もが自分らしくいきいきと暮らしていくことのできる男女共同参画社会を目指していきます。

【基本理念】

地域や家庭、学校、職場などのあらゆる場面において、だれもが自分らしさを大切にしながらいきいきと暮らしていける、男女共同参画社会の実現

女性も男性もお互いに人権を尊重しあい、あらゆる分野の活動に参画し、協働して責任を共有するまち

家事や育児、介護などをともしに行い、喜びや苦勞を分かち合える家庭

次代を担う子どもたちの個性や能力を大切にする教育の場

だれもが個性や能力を発揮でき、いきいきと働くことのできる職場

2 計画の基本的な視点

(1) あらゆる人々の人権擁護

障害者や外国人、被差別部落出身者などの様々な人権問題に加え、女性であることで、複合的により困難な状況に置かれる場合があります。また、性的指向や性自認に関する悩みや困難に直面している人々もおり、その中にはLGBTQ+をはじめとする多様な人々がいます。一人ひとりの人権に十分に配慮するとともに、SOGIE（性的指向、性自認、性表現）などの概念を理解し、多様性を尊重します。

(2) ジェンダー平等の推進

2015年、国連総会において、持続可能でより良い世界をめざす国際目標「SDGs（持続可能な開発目標）」が採択されました。SDGsでは、17の目標が設定されており、「ジェンダー平等」は、そのうちのひとつとして掲げられているだけでなく、全ての目標を達成するための重要な条件とされています。

SDGsの達成に向けて、第5期計画におけるあらゆる取り組みにジェンダー平等の視点を取り入れます。

(3) ウェルビーイングの向上

一人ひとりが様々な人や社会とのつながりの中で、自分らしく生きていることに満足でき、心身ともに健康で満たされた状態(ウェルビーイング)であることが、近年、重要な価値基準となりつつあります。個人の自己実現、家庭や地域社会における役割の発揮、経済的な自立と経済活動への参画など、市民のウェルビーイングの向上に寄与するよう、男女共同参画を推進します。

3 基本目標

国・大阪府の関連法・計画や動向、今日の課題を踏まえ、また基本理念に基づき、第4期計画から改編した4つの基本目標を定め、男女共同参画社会の実現を目指して施策を推進します。

基本目標Ⅰ 男女共同参画に対する正しい理解の促進

日本国憲法では、個人の尊重と法の下での平等が定められています。また、持続可能な開発目標（SDGs）においても、すべての人々の人権の実現と、ジェンダー平等およびすべての女性と女児のエンパワーメントの達成が掲げられています。男女共同参画社会の形成にあたっては、これらの理念の根幹である人権の尊重を基盤とし、その理解を深める人づくりが欠かせません。

一方で、男女共同参画社会の実現を阻む要因の一つとして、長年にわたり社会の中で形成されてきた性別による固定的な役割分担意識や無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)が挙げられます。

このため、人権尊重と男女共同参画に関する理解を深め、固定的な役割分担意識や無意識の思い込みの解消を一層推進するとともに、その意識を定着させるための広報・啓発を強化します。

また、性別にとらわれない多様な生き方を尊重する考え方を幼少期から育む教育や啓発に取り組み、あらゆる世代を対象に男女共同参画社会の実現に向けた意識の醸成を図ります。

基本目標Ⅱ 性別にかかわらず自分らしく活躍できる機会の確保

男女共同参画社会の実現に向けては、性別に関わらず、誰もが地域社会の担い手として能力を十分に発揮し、生き生きと働くことができる環境を整えることが重要です。国や地方公共団体の政策・方針の立案及び決定過程、民間団体や地域における意思決定の場など、あらゆる分野において平等に参画する機会が確保されることが求められます。

特に、職場は生活の経済的基盤を形成するものであり、性別に関わらず誰もが多様で

柔軟な働き方を選択できるとともに、性別による不当な扱いを受けることなく、個性と能力を十分に発揮できる環境づくりが必要です。

性別に基づく固定的な役割意識や慣習を見直し、誰もが多様な働き方を選択できる職場づくりを進めるとともに、特に意思決定の場における女性の参画が不足している行政や地域社会において、女性が活躍する機会創出を積極的に推進します。また、育児・介護・家事など、これまで主に女性が担っていた分野への男性の参画も促進し、性別に関わらず、職場、家庭、地域などあらゆる場面で個性と能力を発揮できるまちの実現を目指します。

基本目標Ⅲ あらゆる暴力の根絶

配偶者暴力防止法の制定を契機として、DVに対する社会的な認識が広がり、被害者の保護に関しても、暴力の定義の拡大、保護命令制度の充実、自立支援の強化、適用対象の拡大など、制度面での整備と取り組みが進められてきました。しかし、根強い性差別意識や性別による社会的地位の格差が解消されない限り、暴力の根絶には至りません。

DV、性暴力、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為など、あらゆる形態の暴力が決して許されるべきものではないという意識の浸透を図るとともに、すべての人が対等な立場で尊重し合い、安心して暮らすことのできる、暴力のない社会の実現を目指します。

基本目標Ⅳ すべての人が安心して暮らせる環境の整備

誰もが共に安心して暮らすために、最も基本的なことは、生涯を通じて健康で充実した生活を送ることです。家庭や地域社会は、少子高齢化や核家族化、人間関係の希薄化などにより大きく変化しています。

こうした様々な課題に配慮し、市民一人ひとりのライフステージに応じた切れ目のない健康づくりを推進するとともに、誰もが自立し、社会を支える一員として安心して暮らせる社会を構築していくことが求められます。また、貧困や暴力被害、障害、疾病など、困難な問題を抱える人々が、その意思を尊重され、必要な支援を受けながら自立した生活を営むことができる社会を実現していくことが重要となります。

災害対策においては、性別や年齢、障害の有無などにより災害から受ける影響やニーズに違いがあることを認識し、多様な視点を反映した対策を講じることが重要です。

誰もが、それぞれのライフステージに応じた心身の健康と充実した生活環境を享受でき、生涯を通じて健康で安心して暮らせるまちを目指します。

4 計画の体系

【基本理念】

【基本目標】

【重点項目】

【施策の方向】

地域や家庭、学校、職場などのあらゆる場面において、
だれもが自分らしさを大切にしながらいきいきと暮らしていける、
男女共同参画社会の実現

I 男女共同参画 に対する正しい理解の促進

1 あらゆる分野における固定的な性別役割分担意識の変革

- ① 多様な媒体による男女共同参画推進のための広報・啓発活動の充実
- ② 男女共同参画の視点に立ったメディア・リテラシーの育成
- ③ 男女共同参画ルームの機能充実と認知度向上

2 男女共同参画を浸透させる教育・学習の充実

- ① 男女共同参画の視点に立った保育・教育の推進
- ② 性別にとらわれず多様な選択を可能にする学習機会の提供
- ③ あらゆる世代を対象とした学習機会の充実

II 性別にかかわらず自分らしく活躍できる 機会の確保

1 意思決定過程における男女共同参画の推進

- ① 審議会等への女性の参画促進
- ② 地域活動における男女共同参画の推進
- ③ 男女共同参画の視点を持つ人材と団体の養成と支援

2 働く場での男女共同参画の推進
【女性活躍推進計画】

- ① 多様化する職業キャリアへの支援
- ② あらゆるハラスメント防止対策の推進
- ③ 女性の就労や起業に関する支援

3 ワーク・ライフ・バランスの推進
【女性活躍推進計画】

- ① ワーク・ライフ・バランスの啓発と推進
- ② 共働き・共育てを可能にするための両立支援
- ③ 仕事と介護の両立支援

4 藤井寺市の男女共同参画の職場づくり

- ① 職員の男女共同参画意識の高揚
- ② 庁内推進体制の充実
- ③ 女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画の推進
- ④ 男性の育児休業の啓発・取得促進

III あらゆる暴力の根絶

1 暴力を許さない市民意識の醸成
【DV防止基本計画】

- ① DVなどあらゆる暴力を許さない意識の啓発
- ② 暴力を未然に防ぐための若年層への啓発
- ③ 加害者も被害者も生まないための取組の推進
- ④ 多様な暴力の形態に関する正しい理解の促進

2 暴力等被害者支援体制の整備
【DV防止基本計画】

- ① 相談窓口の充実・周知および相談体制の強化
- ② 被害者の保護と自立支援
- ③ 庁内関係課や関係機関とのネットワークの強化

IV すべての人が安心して暮らせる環境の整備

1 様々な困難を抱える人々への支援
【困難な問題を抱える女性支援基本計画】

- ① 困難な問題を抱える女性への支援
- ② 一人ひとりの困難に応じた支援体制の整備

2 ライフステージに応じた男女の健康への支援

- ① 男女それぞれの心身の特性やライフステージ等に応じた健康支援
- ② 健康を害する生活習慣の予防に関する啓発
- ③ 性に関する情報提供と教育の推進
- ④ 仕事と健康課題の両立の支援

3 防災における男女共同参画の推進

- ① 男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立
- ② 男女共同参画の視点を取り入れた地域防災力の向上

第4章

施策の展開と計画推進の指標

1 施策の展開

基本目標Ⅰ 男女共同参画に対する正しい理解の促進

【重点項目1】あらゆる分野における固定的な性別役割分担意識の変革

固定的な性別役割分担意識とは、性別を理由として役割を固定的に捉える考え方であり、性別による無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）も含まれます。

家庭や職場、地域などの日常生活の様々な場面での役割分担は、本来、性別に関係なく個々の能力や適性、希望に基づいて決めるべきものです。しかし、例えば「男性は仕事、女性は家庭」というように、無意識のうちに性別を理由として役割が固定されることが少なくありません。

この性別役割分担意識を解消するためには、人権尊重と男女平等の理念に基づき、日常生活における男女共同参画の意識を高める必要があります。そのため、市は、広報紙や啓発誌、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）などの多様なメディアを活用するとともに、講演会や講座、イベント等のさまざまな場面において、あらゆる世代に広報・啓発活動を推進します。

また、多様なメディアにおいて、人権や男女共同参画の視点に配慮した表示や表現を促進するとともに、市民がメディアからの情報を主体的に読み解き、判断できるよう、メディア・リテラシーの向上に向けた取り組みを進めます。

さらに、男女共同参画ルームを活用して、男女共同参画に関する情報提供の充実と機能の強化を図り、市民グループ等が活動しやすい場とします。併せて、男女共同参画ルームの認知度向上のための周知活動を強化します。

<施策の方向>

- ① 多様な媒体による男女共同参画推進のための広報・啓発活動の充実
- ② 男女共同参画の視点に立ったメディア・リテラシーの育成
- ③ 男女共同参画ルームの機能充実と認知度向上

【重点項目2】男女共同参画を浸透させる教育・学習の充実

固定的な性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアスにとらわれず、すべての子どもが自分らしい生き方を選択できるようにするためには、幼少期からの環境が重要です。そのため、教育・保育の場だけでなく、家庭や地域社会を含むあらゆる場面で、子どもたちが男女共同参画の理解を深められる取り組みを進めます。

学校教育や保育においては、無意識のうちに子どもにジェンダーに基づく固定的な性別役割分担意識を植え付けていないかを常に点検し、男女平等を基本とした教育・保育を推進するとともに、性的指向や性自認の多様性（LGBTQ+等）についても理解を深める取り組みを行います。

また、子どもと関わるすべての大人が固定的な性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアスに気付き、解消できるよう、教師や保育士、保護者、地域の人々に対し男女共同参画の視点を養う研修の充実を図ります。

さらに、男女共同参画の理解を社会全体に浸透させるため、男女共同参画推進講座や男女共同参画フォーラムの開催など、あらゆる世代を対象とした生涯学習の機会の確保に取り組みます。

<施策の方向>

- ① 男女共同参画の視点に立った保育・教育の推進
- ② 性別にとらわれず多様な選択を可能にする学習機会の提供
- ③ あらゆる世代を対象とした男女共同参画に関する学習機会の充実

基本目標Ⅱ 性別にかかわらず自分らしく活躍できる機会の確保

【重点項目1】意思決定過程における男女共同参画の推進

市は、地域住民の日常生活に密接に関わる行政を担っていることから、政策や方針決定の意思決定過程において男女双方が積極的に参画し、多様な視点を反映させることが重要です。

そのため、政策・方針決定の場における性別不均衡を是正するとともに、審議会等における女性の参画率を35%以上にすることを目指します。このため、委員の選任方法や会議の開催時期の見直しなどに取り組み、女性委員の登用を積極的に促進し、審議会の運営に多様な市民の意見が反映されるよう努めます。

また、男女共同参画の視点を持つ地域団体や事業所等と協働し、活動場所の提供や情報提供などの支援を行うことで、地域や事業所での意思決定への女性の参画拡大を促進します。

<施策の方向>

- ① 審議会等への女性の参画促進
- ② 地域活動における男女共同参画の推進
- ③ 男女共同参画の視点を持つ人材と団体の養成と支援

【重点項目2】働く場での男女共同参画の推進（女性活躍推進計画）

働く意思を持つすべての人が、その個性と能力を最大限に発揮し、安心して長期的に働き続けることができる環境の整備が求められています。

そのため、市内の事業所に対して、女性活躍推進法や男女雇用機会均等法などの法令の周知や、男女共同参画を推進する職場づくり、すべての労働者の活躍に関する啓発活動を行います。

また、多様な人材が柔軟に働ける環境を整え、能力を発揮する機会を拡大するため、事業所などに対して、正規雇用、非正規雇用、短時間勤務、テレワークなど多様な雇用形態と働き方の啓発を進めるとともに、誰もが働きやすい職場環境をつくるため、働く場での男女双方の意思決定過程への参画拡大を促進します。

さらに、セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント、マタニティ・ハラスメントなど、職場でのハラスメントは、安心して働き続ける権利を奪う重大な人権侵害となります。これらの防止に向けて、事業所と労働者の双方に対する意識啓発や、相談体制の充実を図ります。

女性の年齢階級別労働力率のM字カーブは改善傾向にありますが、出産・育児期における就業継続は依然として課題があり、さらなる改善に向けた取り組みが必要です。女性の職場での活躍を一層促進するため、ライフステージに応じた能力開発や就労に関する講座の実施、出産・育児や介護などライフイベントにおける再就職や復職への支援、起業に関する情報提供や相談支援などを行います。

<施策の方向>

- ① 多様化する職業キャリアへの支援
- ② あらゆるハラスメント防止対策の推進
- ③ 女性の就労や起業に関する支援

【重点項目3】ワーク・ライフ・バランスの推進（女性活躍推進計画）

すべての働く人が、個々の事情やライフスタイルに応じて、多様な働き方を選択できる社会を実現するためには、ワーク・ライフ・バランスの推進が重要です。

本市では、市民向けにワーク・ライフ・バランスへの理解を深めるための講座や情報提供を行うとともに、事業所に対しては、仕事と育児・介護、地域生活の両立が可能となる働き方を支援するため、ワーク・ライフ・バランスの重要性や生産性向上などの経営上のメリットなど、啓発活動に取り組みます。

また、男女共同参画の視点から、男性も女性も互いに協力し合い、仕事と家庭生活、地域活動等を調和させた豊かな暮らしを実現するために、家庭や地域活動における男性の積極的な参画を促進し、ワーク・ライフ・バランスの実現に努めます。

さらに、男性が家庭生活に積極的に参画することは、男女双方にとって豊かな人生につながり、また女性が働き続けやすい環境づくりにもつながることから、男性の家事・育児・介護への参画を促進する取り組みを推進します。

<施策の方向>

- ① ワーク・ライフ・バランスの啓発と推進
- ② 共働き・共育てを可能にするための両立支援
- ③ 仕事と介護の両立支援

【重点項目4】 藤井寺市の男女共同参画の職場づくり

市は、自治体として男女共同参画の職場づくりを推進し、市内の事業所のモデルとなるような職場環境を整備していく必要があります。

これまで、働き方の見直しや職場風土の改善に向けて、男女共同参画の職場づくり研究会の研究成果を活用した取り組みや、藤井寺市人権行政推進本部や各課に配置している人権推進員による庁内での意識啓発などを進めてきました。

引き続き、すべての職員が性別を問わずその個性や能力を十分に発揮できるよう、意識啓発や研修の充実を図っていきます。

また、女性活躍推進法に基づき、藤井寺市特定事業主行動計画を推進し、女性の管理職比率や男性の育児休業取得率などの目標達成に向けて、女性職員のキャリア形成支援や取得期間も重視する男性の育児休業取得促進に取り組みます。

あわせて、市職員の男女共同参画に関する意識向上を図り、業務の実態における性別役割分担意識に基づく男女間の差異の解消に努め、仕事と家庭の両立を支援する施策の周知・充実を図っていきます。

<施策の方向>

- ① 職員の男女共同参画意識の高揚
- ② 庁内推進体制の充実
- ③ 女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画の推進
- ④ 男性の育児休業の啓発・取得促進

基本目標Ⅲ あらゆる暴力の根絶

【重点項目1】 暴力を許さない市民意識の醸成（DV防止基本計画）

配偶者やパートナーからの暴力や、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントをはじめとする各種ハラスメントは、男女共同参画社会の根幹を成す人権を無視した行為であり、決して許されるものではありません。

特に、DVやセクシュアル・ハラスメントの被害者の多くは女性ですが、男性や性的マイノリティも被害を受けています。こうした暴力は個人の尊厳を著しく傷つけ、被害者の心身の健康や社会参画を阻害する重大な人権侵害です。その根本的な要因として、

不平等な力関係やジェンダーに基づく固定的な性別役割分担意識などが存在しています。さらに、DVの多くは「個人や家庭の問題」として認識されがちであるため、被害が潜在化し、深刻化しやすい傾向にあります。特に、子どもがいる家庭では、面前DVを含む児童虐待につながることもあります。

引き続き、あらゆる暴力や児童・高齢者・障害者虐待の防止・根絶に向けた啓発に取り組んでいきます。暴力は、身体的暴力だけでなく、精神的・性的・経済的暴力など多様な形態があることを広く周知し、暴力を許さない社会的気運の醸成を図ります。

また、暴力を未然に防ぐためには、若年層への啓発が重要です。交際相手からの暴力(デートDV)やSNSを通じた被害も増加していることから、学校や地域と連携し、ジェンダー平等や人権尊重、対等で健全な人間関係づくりの大切さを伝える機会を充実させ、将来の加害・被害を防止する社会的土壌の形成に努めます。

<施策の方向>

- ① DVなどあらゆる暴力を許さない意識の啓発
- ② 暴力を未然に防ぐための若年層への啓発
- ③ 加害者も被害者も生まないための取組の推進
- ④ 多様な暴力の形態に関する正しい理解の促進

【重点項目2】暴力等被害者支援体制の整備（DV防止基本計画）

DVをはじめとする暴力は、個人の尊厳を著しく傷つける重大な人権侵害であり、被害者が安心して相談し、適切な支援を受けられる体制を整備することが重要です。

被害者の性別や年齢、国籍、障害の有無、性的指向・性自認、家庭環境など、置かれた状況や立場の違いなどに配慮したきめ細かな対応が求められます。

そのため、被害者が安心して相談できるよう、相談窓口の充実と積極的な周知を図るとともに、相談対応職員の資質向上を含めた体制の強化に取り組みます。

また、被害者が直面する困難に寄り添いながら、被害者の保護から自立支援に至るまで、切れ目のない支援体制を整備します。

さらに、庁内関係課をはじめ、警察、医療機関、福祉機関、教育機関、民間支援団体など関係機関との連携を一層強化し、地域全体で被害者を支えるネットワークを構築するとともに、暴力を許さない社会づくりを推進します。

<施策の方向>

- ① 相談窓口の充実・周知および相談体制の強化
- ② 被害者の保護と自立支援
- ③ 庁内関係課や関係機関とのネットワークの強化

基本目標Ⅳ すべての人が安心して暮らせる環境の整備

【重点項目1】 様々な困難を抱える人々への支援

(困難な問題を抱える女性支援基本計画)

非正規雇用労働者やひとり親世帯などは、一般的に生活困難に直面するリスクが高く、また、高齢化の進展や高齢単身世帯の増加に伴い、高齢期の貧困などの困難を抱えるリスクも増加しています。特に女性は、社会的・経済的な格差や男性よりも長い平均寿命を背景に、貧困などの生活上の困難に直面しやすい傾向にあります。

また、障害があることや外国人であること、部落差別、性的指向や性自認に関する問題など複合的な要因が重なることで、より困難な状況に置かれている人々もいます。

令和6年4月1日に施行された「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」では、女性が抱える性的被害や家庭内問題、地域社会との関係性などさまざまな事情により、日常生活や社会生活を営むことが困難な状況にある場合に、その解決に向けて、女性の福祉の増進や人権の尊重・擁護、男女平等の視点に立ち、多様な支援を早期から、切れ目なく提供する体制を整備することが基本理念として掲げられています。

本市ではこれを踏まえ、困難な問題を抱える女性に対し、より身近な支援を行うため、生活支援や経済的支援、心理的支援など、多岐にわたるサービスを提供します。

また、高齢者や障害者、ひとり親世帯、外国人など、様々な生活上の困難を抱える人々や、女性であることでさらに複合的に困難な状況に置かれている人々に対して、一人ひとりの状況に応じた支援を充実させるとともに、本人の状況に配慮した自立支援や経済的支援を推進していきます。

加えて、困難な状況に直面する課題は、女性に限定されるものではなく、男性も社会的な期待や性別役割分担の影響により、様々な困難を抱える場合があります。特に、経済的な重圧やひとり親家庭、失業、長時間労働などの社会的要因により、生活の困難に直面している男性や、社会的孤立、メンタルヘルスの問題を抱える男性がいます。男性に対しても、適切な支援が提供できるよう、支援体制を整備していくことが重要です。

このような様々な課題に対応していくため、関係部局において相談員や職員の資質向上を図ることにより、より適切で効果的な支援を提供できるよう努めていきます。

<施策の方向>

- ① 困難な問題を抱える女性への支援
- ② 一人ひとりの困難に応じた支援体制の整備

【重点項目2】 ライフステージに応じた男女の健康への支援

男女は身体的特徴が異なることから、互いの性の違いと特性について理解することが大切です。特に女性は、妊娠・出産期や更年期など、ライフステージに応じた心身の変化が大きく、男性とは異なる健康上の課題に直面することに留意する必要があります。

ます。

自らの意思で選択できる自己決定権を尊重する「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）」の観点から、男女それぞれの心身の特性やライフステージに応じた検診・相談・支援体制の充実を図ります。

また、生活習慣病やメンタルヘルス不調などの多くは、生活習慣や働き方の影響を受けることから、若年期から高齢期まで、すべての人が自らの健康状態を理解し、バランスの取れた食生活、運動習慣、休養、ストレス対策など、主体的な健康づくりに取り組めるよう、地域での健康づくり活動や相談支援体制の充実を図ります。

さらに、性に関する課題が多様化・複雑化する中で、子どもや若者が自らの体と心を理解し、他者を尊重することが重要です。そのため、発達段階に応じた性教育の推進と正しい知識の普及啓発に努めます。

男女ともに、それぞれの健康課題に対する理解と支援を通じて、離職を余儀なくされることなくキャリアを形成できるよう、仕事と健康の両立を支援することが必要です。また、男女で健康課題の内容や発生時期が異なることから、啓発や研修、健康相談体制の充実、健康診断の受診促進などを通じて、誰もが健康課題を抱えながらも働きやすい環境づくりを促進します。

<施策の方向>

- ① 男女それぞれの心身の特性やライフステージ等に応じた健康支援
- ② 健康を害する生活習慣の予防に関する啓発
- ③ 性に関する情報提供と教育の推進
- ④ 仕事と健康課題の両立の支援

【重点項目3】防災における男女共同参画の推進

災害はすべての人の生活に大きな影響を及ぼしますが、特に女性や子ども、高齢者、障害者、外国人など災害時において脆弱な状況に置かれやすい人々は、より深刻な影響を受けることが指摘されています。

そのため、災害への備えや対応においては、性別や立場による影響の違いに配慮し、男女共同参画の視点を平常時から取り入れることが重要です。

具体的には、避難所の運営においては、女性特有のニーズに対応した支援物資の提供や、更衣スペース、プライバシーの確保などが求められます。併せて、妊娠中や授乳中の女性、高齢者、障害者、外国人など、多様な人々のニーズに応じた配慮が必要です。さらに、過去の災害においては、避難所等での性犯罪や性暴力の被害も報告されており、安全・安心な環境を確保し、被害を未然に防ぐための対策を講じる必要があります。

これらの課題に対応するために、市の防災会議や地域の自主防災組織などにおける女性の参画を推進し、多様な視点が防災施策に反映される体制づくりを進めます。ま

た、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の整備や地域防災力の向上を図るとともに、市民一人ひとりがこうした視点の重要性を理解し、防災に活かせるよう啓発活動を推進します。

<施策の方向>

- ① 男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立
- ② 男女共同参画の視点を取り入れた地域防災力の向上

2 計画推進の指標

<1年ごとに進捗を把握する指標>

	項目	現状値	目標値
1	男女共同参画フォーラム・推進講座の参加者数（年間）	124人	250人
2	審議会等への女性委員参画率	30.0%	35.0%
3	管理職（課長級以上）に占める女性職員の割合	28.4%	33.0%
4	男性職員の育児休業取得率（2週間以上）	75.0%	85.0%

<5年ごとに進捗を把握する指標>

	項目	現状値	目標値
5	男女共同参画や女性支援に関する市の取り組みをどれも聞きしかなかった人の割合	49.3%	30.0%
6	DVの被害にあった際に相談しなかった人の割合	12.2%	10.0%
7	女性相談窓口を知っている人の割合	14.4%	25.0%
8	人権悩みの相談室を知っている人の割合	19.2%	30.0%

第5章

計画の推進

1 庁内推進体制の充実・強化

市の施策を男女共同参画の視点で推進するため、藤井寺市人権行政推進本部を中心に庁内の横断的な体制を充実・強化し、関係部署に人権推進員を配置して施策の連携と情報共有を図ります。また、職員一人ひとりの男女共同参画に関する意識の向上に努め、性別に関わらず能力を発揮できる職場づくりを推進します。

2 市民と行政の連携による推進

男女共同参画社会の実現には、行政だけでなく、市民や各種団体、事業者、学校など多様な主体が連携し、一体となって取り組む必要があります。そのため、これらの主体相互の連携・協力体制の構築とネットワークづくりを推進します。

3 国・府など関係機関等との連携

計画の推進にあたっては、国や大阪府の動向を注視し、その施策や計画との整合性を確保するとともに、相談支援や啓発事業の開催等を通じて、国・大阪府及び近隣自治体との連携体制を構築します。

4 計画の進行管理

毎年度、施策の取組状況を把握し、実績値と目標値を比較検証することにより、実効性の確保と改善に努めます。また、藤井寺市男女共同参画推進審議会による点検・評価などを踏まえて、計画を総合的かつ効率的に推進するとともに、市のホームページなどで取組状況を公開します。

参考資料

用語解説

あ行
アンコンシャス・バイアス 無意識の思い込みのこと。社会や文化の中で形成された、性別や立場に基づく固定観念により、本人が自覚していない状態で偏った判断や行動につながる状態。
ウェルビーイング 社会的にも身体的にも精神的にも満たされた状態のこと。幸福度や充実度を表す指標として用いられる。
エンパワーメント 人々が自らの力を認識し、その力を活用することで、自分たちの人生や社会に対して自律的に行動する能力を高めることを支援すること。
LGBTQ+ レズビアン（女性同性愛者）、ゲイ（男性同性愛者）、バイセクシュアル（両性愛者）、トランスジェンダー（心の性と身体の性が一致していない者）、クエスチョニング（性的指向や性自認が定まっていない、または複数ある者）を指し、プラスは他の多様な性的指向・性自認を持つ人々を包含する表現のこと。
か行
固定的な性別役割分担意識 「男性は仕事、女性は家庭」というように、性別を理由として役割を固定的に捉える考え方のこと。
困難な問題を抱える女性 性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）を指す。 具体的には、暴力被害、経済的困難、福祉的課題、心身の健康課題、さらには就業・就学上の困難など、様々な状況にある女性が対象となる。 自身の国籍や出自、疾病や障害、過去の経験に起因する様々な、あるいは複合的な差別や社会的排除に直面し、抱えている問題自体が複合化・複雑化していることが多くなっている。
困難な問題を抱える女性への支援に関する法律 令和6（2024）年4月1日に施行された法律。性的被害や家庭内問題、地域社会との関係性などにより、日常生活や社会生活を営むことが困難な女性に対して、切れ目のない支援を提供することを目的とした法律。
さ行
ジェンダー 生物学的な性別に対して、社会や文化の中で形成された性別のあり方のこと。性別による社会的・文化的役割や期待を指す。
ジェンダー平等 性別に関わらず、すべての人が等しく権利と責任を持ち、対等な立場で尊重される状態を目指すこと。SDGsにおける重要な目標の一つでもある。
SDGs（持続可能な開発目標） 2015年に国連総会で採択された、2030年までに達成すべき国際目標。貧困撲滅、飢饉ゼロ、保健、教育、ジェンダー平等など17の目標で構成される。
女性活躍推進法 正式名称を「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」という。女性が職業生活において希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境の整備を目的とした法律で、平成28（2016）年に全面施行された。

ストーカー行為 特定の人物に対して、つきまとい、メールやSNSでの執拗な連絡、監視など、相手を恐れさせたり、不安を与えたりする行為のこと。
性自認 自分がどの性別であると認識しているかという個人の内面的な性別の認識のこと。生物学的な性別と一致しない場合もある。
性的指向 恋愛感情や性的感情の対象となる性別のこと。異性愛、同性愛、両性愛などがある。
セクシュアル・ハラスメント（性的な嫌がらせ） 性的な言動により、相手に不快感や恐怖感を与え、相手の尊厳を傷つける行為のこと。職場や学校、地域などの様々な場面で起こりうる。
SOGIE（ソジー） Sexual Orientation, Gender Identity, Gender Expression の頭文字をとった用語。性的指向、性自認、性表現を包括的に表し、全ての人が持つ性の多様性を示す。
た行
男女共同参画 男女が対等な立場で、政治、経済、文化、社会のあらゆる分野に参画し、意思決定の場に平等に参加できる社会を実現することを目指す取組。
男女共同参画社会基本法 男女共同参画社会の形成を進めていく上での基本理念を定めた法律で、平成11（1999）年に公布・施行された。本法に基づき男女共同参画基本計画が策定されている。
男女共同参画ルーム（女性ネットワークルーム） 藤井寺市が市民総合会館本館3階に設置した、男女共同参画の推進のための活動拠点。市民による情報交換や学習、市民グループの活動などの場として利用されている。
男女雇用機会均等法 正式名称を「雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保等に関する法律」という。職場における男女の均等な機会と待遇を確保し、性別を理由とした差別を禁止することを目的とした法律。
デートDV 婚約や結婚をしていない交際相手からの暴力のこと。若年層での被害が増加している。
ドメスティック・バイオレンス（DV） 配偶者やパートナー間での暴力のこと。身体的暴力だけでなく、精神的・性的・経済的暴力などの形態がある。配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律で規定されている。
は行
配偶者暴力防止法 正式名称を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」という。配偶者からの暴力の防止と被害者の保護を目的とした法律で、平成13（2001）年に施行され、その後数度改正されている。
ハラスメント 嫌がらせ、いじめ、差別など、他者に対する不適切で有害な行為の総称。セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント、パタニティ・ハラスメントなど様々な形態がある。
パタニティ・ハラスメント 男性が育児休業や育児時間を取得することに対して、嫌がらせや不利益な扱いを受けること。
パワー・ハラスメント（職務上のいじめ・嫌がらせ） 職務の範囲を超える過度な指導や厳しい言動により、相手に精神的・身体的な苦痛を与える行為のこと。

ま行
マタニティ・ハラスメント 妊娠、出産、育児に関する理由により、解雇、左遷、不利益な配置転換などの嫌がらせや不利益な扱いを受けること。
メディア・リテラシー テレビ、新聞、インターネットなど様々なメディアから発信される情報を主体的に読み解き、正しく活用する能力のこと。
面前DV 子どもの面前での配偶者に対する暴力のこと。子どもが直接暴力を受けていなくても、目撃することは児童虐待と同等の心理的影響を与える。
ら行
リプロダクティブ・ヘルス/ライツ 「性と生殖に関する健康と権利」の意。妊娠・出産に関する事項を含む、性と生殖に関わるすべてのことについて、自分の意思で主体的に選択・決定できる権利と、それを実現するための健康が保障される状態を指す。
わ行
ワーク・ライフ・バランス 仕事と生活（育児、介護、地域活動、休息など）を調和させ、人生のあらゆる場面で自分らしさを大切にしながら充実した生活を送ること。

男女共同参画に関する動向（年表）

年	国	大阪府	藤井寺市
昭和50 (1975)	●「婦人問題企画推進本部」設置		
昭和51 (1976)		●女性問題担当窓口設置	
昭和52 (1977)	●「国内行動計画」策定		
昭和54 (1979)		●「大阪府婦人問題企画推進本部」 (現、大阪府男女共同参画推進本 部)設置	
昭和55 (1980)	●「女子差別撤廃条約」署名		
昭和56 (1981)	●「国内行動計画後期重点目標」策 定	●「女性の自立と参加を進める大阪 府行動計画」策定	
昭和59 (1984)	●「国籍法」及び「戸籍法」改正 (S60.1施行)		
昭和60 (1985)	●「男女雇用機会均等法」成立(S 61.4施行) ●「女子差別撤廃条約」批准		
昭和61 (1986)		●「21世紀をめざす大阪府女性プ ラン(第2期行動計画)」策定	
昭和62 (1987)	●「西暦2000年に向けての新国 内行動計画」策定		
平成3 (1991)	●「育児休業法」成立(H4.4施 行) ●「西暦2000年に向けての新国 内行動計画(第一次改定)」策定	●「男女協働社会の実現をめざす大 阪府第3期行動計画～女と男のジャン プ・プラン」策定	
平成4 (1992)		●「大阪府女性施策企画推進員」 (現、大阪府男女共同参画企画推 進員)制度発足 ●「大阪府女子労働対策推進計画」 策定	
平成5 (1993)	●「パートタイム労働法」成立(H 5.12施行) ●中学校家庭科男女必修の実施		
平成6 (1994)	●「男女共同参画推進本部」設置 ●高等学校家庭科男女必修の実施	●ドーンセンター(大阪府立女性総 合センター)開館	
平成7 (1995)	●「育児・介護休業法」成立(H1 1.4全面施行) ●ILO「家族的責任を有する男女 労働者の機会及び待遇の均等に関 する条約」(第156号)批准		
平成8 (1996)	●「男女共同参画2000年プラン」 策定		
平成9 (1997)	●「男女共同参画審議会」設置 ●「男女雇用機会均等法」改正(H 11.4全面施行)	●「男女協働社会の実現をめざす大 阪府第3期行動計画(改定)～新 女と男のジャンプ・プラン」策定 ●「審議会等への女性委員の登用推 進要綱」制定	●「藤井寺市女性政策推進本 部」(現、藤井寺市人権行政推進 本部)設置
平成10 (1998)		●「大阪府男女協働社会づくり審議 会」設置 ●「大阪府女性労働対策推進計画」 策定	
平成11 (1999)	●「男女共同参画社会基本法」成立 (H11.6施行)		●「職員意識調査」実施
平成12 (2000)	●「男女共同参画基本計画」策定 ●「ストーカー規制法」成立(H1 2.11施行)		●「藤井寺市男女共同参画推進 懇話会」設置
平成13 (2001)	●「男女共同参画会議」発足 ●「配偶者暴力防止法」成立(H1 3.10施行、一部H14.4施 行)	●「大阪府男女共同参画計画(おお さか男女共同参画プラン)」策定	●「男女共同参画のための藤井 寺市行動計画(ふじいでら女 性プラン)」策定

年	国	大阪府	藤井寺市
平成14 (2002)		<ul style="list-style-type: none"> ●「大阪府男女共同参画推進条例」施行 ●「大阪府男女共同参画施策苦情処理制度」開始 	<ul style="list-style-type: none"> ●「女性ネットワークルーム」(現、男女共同参画ルーム)開設
平成16 (2004)	<ul style="list-style-type: none"> ●「配偶者暴力防止法」改正(H16.12施行) 		
平成17 (2005)	<ul style="list-style-type: none"> ●「第2次男女共同参画基本計画」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ●「大阪府配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」策定 	
平成18 (2006)	<ul style="list-style-type: none"> ●「男女雇用機会均等法」改正(H19.4施行) 	<ul style="list-style-type: none"> ●「大阪府男女共同参画計画(おおさか男女共同参画プラン)(改訂版)」策定 	
平成19 (2007)	<ul style="list-style-type: none"> ●「配偶者暴力防止法」改正(H20.1施行) ●「パートタイム労働法」改正(H20.4施行) ●「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定 		
平成21 (2009)	<ul style="list-style-type: none"> ●「育児・介護休業法」改正(H22.6施行) 	<ul style="list-style-type: none"> ●「大阪府配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」改定 	
平成22 (2010)	<ul style="list-style-type: none"> ●「第3次男女共同参画基本計画」策定 		<ul style="list-style-type: none"> ●「男女共同参画の職場づくり研究会」設置 ●「H22男女共同参画のための職場づくりアンケート」実施
平成23 (2011)		<ul style="list-style-type: none"> ●「おおさか男女共同参画プラン(2011-2015)」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ●「第2期男女共同参画のための藤井寺市行動計画」策定 ●「藤井寺市男女共同参画推進条例」施行 ●「藤井寺市男女共同参画推進審議会」設置
平成24 (2012)	<ul style="list-style-type: none"> ●「『女性の活躍促進による経済活性化』行動計画～働く『なでこ』大作戦～」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ●「大阪府配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画(2012-2016)」策定 	
平成25 (2013)	<ul style="list-style-type: none"> ●「配偶者暴力防止法」改正(H26.1施行) 		<ul style="list-style-type: none"> ●「藤井寺市審議会等委員への女性登用促進要綱」制定 ●「藤井寺市人権相談ネットワーク会議」設置
平成27 (2015)	<ul style="list-style-type: none"> ●「女性活躍推進法」成立(H28.4全面施行) ●「第4次男女共同参画基本計画」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ●OSAKA女性活躍推進会議の設置 ●「女性が輝くOSAKA行動宣言」発表 	<ul style="list-style-type: none"> ●「H27男女共同参画のための職場づくりアンケート」実施
平成28 (2016)	<ul style="list-style-type: none"> ●「男女雇用機会均等法」改正(H29.1施行) ●「育児・介護休業法」改正(H29.1施行) 	<ul style="list-style-type: none"> ●「おおさか男女共同参画プラン(2016-2020)」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ●「第3期男女共同参画のための藤井寺市行動計画～スクラムチャレンジプラン～」策定
平成29 (2017)		<ul style="list-style-type: none"> ●「大阪府配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画(2017-2021)」策定 	
平成30 (2018)	<ul style="list-style-type: none"> ●「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」施行 		
令和元 (2019)	<ul style="list-style-type: none"> ●「女性活躍推進法」改正(R2.6施行) ●「配偶者暴力防止法」改正(R2.4施行) 		
令和2 (2020)	<ul style="list-style-type: none"> ●「第5次男女共同参画基本計画」策定 		<ul style="list-style-type: none"> ●「R2男女共同参画のための職場づくりアンケート」実施
令和3 (2021)	<ul style="list-style-type: none"> ●「育児休業・介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」及び「雇用保険法」改正 ●「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」改正 	<ul style="list-style-type: none"> ●「おおさか男女共同参画プラン(2021-2026)」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ●「第4期男女共同参画のための藤井寺市行動計画～スクラムチャレンジプラン～」策定

年	国	大阪府	藤井寺市
令和4 (2022)	<ul style="list-style-type: none"> ●「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」成立 ●「ストーカー行為等の規則等に関する法律」改正 ●「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」改正 ●「AV出演被害防止・救済法」施行 	●大阪府配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画(2022-2026)策定	
令和5 (2023)	<ul style="list-style-type: none"> ●「LGBT理解増進法」施行 ●「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」の公布・施行 ●「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」改正 ●「女性版骨太の方針2023」決定 		
令和6 (2024)	<ul style="list-style-type: none"> ●「育児・介護休業法」改正 ●「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」施行 ●「改正DV防止法」施行 	●「大阪府困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画」策定	
令和7 (2025)			<ul style="list-style-type: none"> ●「R7男女共同参画に関するアンケート調査」実施 ●「R7男女共同参画のための職場づくりアンケート」実施

関係法令集

藤井寺市男女共同参画推進条例

第1章 総則（第1条～第9条）

第2章 基本的施策（第10条～第12条）

第3章 推進体制等（第13条～第16条）

第4章 雑則（第17条）

附則

我が国においては、日本国憲法にうたわれている個人の尊重と法の下での平等の精神を基礎に、女子差別撤廃条約を軸とした国際社会における動きと連動しつつ、平成11年には男女共同参画社会基本法が制定されるなど、男女平等の実現に向けた様々な取組が進められてきた。

藤井寺市においてもまた、男女共同参画社会の実現を市政の重要課題と位置づけ、計画的な施策の推進に努めてきたものである。しかしながら、性別による固定的な役割分担に起因すると考えられる慣行等が依然として存在するなど、解決すべき課題はなおも残されている。

このような状況の中で、社会の急速な変化に対応しながら、活力に満ちた藤井寺市を築いていくためには、男女が対等な存在として協力し、責任を分かち合い、自らの意思で社会のあらゆる分野に参画することができる男女共同参画社会の実現に向けた一層の努力が必要である。

ここに私たちは、伝統文化を継承しつつ新しい価値観も認めあえるような、新時代の文化の創造として、この男女共同参画社会への取組を進めていくことを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第一条 この条例は、男女共同参画の推進に関する基本理念を定め、市、市民、事業者等及び教育関係者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策について、基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画 男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野（以下「あらゆる分野」という。）における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- 二 市民 市内に在住、在勤又は在学する者をいう。
- 三 事業者等 市内において、営利又は非営利を問わず、事業活動を行う法人その他の団体及び個人をいう。
- 四 教育関係者 学校教育をはじめ、家庭、地域、職場その他社会のあらゆる場において教育に携わる者をいう。
- 五 セクシュアル・ハラスメント 相手の意に反した性的な言動によって、当該言動を受けた個人に苦痛若しくは不快感を与え、又は性的な言動を受けた個人の対応により、当該個人に不利益を与えることをいう。

（平成二十三年三月二十五日条例第三号）

六 ドメスティック・バイオレンス 配偶者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）若しくは配偶者であった者又はこれらに準ずる親しい関係にある者からの、身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。

七 積極的格差是正措置 あらゆる分野の活動に参画する機会において、男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（基本理念）

第三条 男女共同参画は、次に掲げる事項を基本理念として推進しなければならない。

- 一 男女が個人として尊厳を重んじられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること、男女間のあらゆる暴力が根絶されることその他の男女の人権が尊重されること。
- 二 男女の性別にとどまらず、性同一性障害を有する人その他のあらゆる人の人権が尊重され、かつ配慮されること。
- 三 性別による固定的な役割分担意識等を反映した制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して、影響を及ぼさないように配慮されること。
- 四 男女が、社会の対等な構成員として、市における政策又は事業者等における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- 五 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動に家族の一員として共に役割を担い、共にあらゆる分野における活動に、参画することができるように配慮されること。
- 六 男女が、それぞれの身体的特徴及び心身の変化について理解を深め、妊娠、出産等に関する事項について互いの意思を尊重するとともに、生涯にわたり健康な生活を営むことができるように配慮されること。
- 七 男女共同参画の推進に向けた取組は国際社会における取組と密接な関係を有していることから、その動向と協調すること。

（市の責務）

第四条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、男女共同参画の推進に関する施策（積極的格差是正措置を含む。以下「男女共同参画施策」という。）を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、男女共同参画施策の実施に当たっては、国及び他の地方公共団体と連携し、市民、事業者等及び教育関係者（以下「市民等」という。）と協力して取り組まなければならない。

3 市は、自ら率先して男女共同参画の職場づくりに努めなければならない。

(市民の責務)

第五条 市民は、男女共同参画について理解を深め、基本理念に基づき、あらゆる分野において積極的に男女共同参画の推進に努めるものとする。

2 市民は、市が実施する男女共同参画施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者等の責務)

第六条 事業者等は、男女共同参画について理解を深め、基本理念に基づき、事業活動を行うに当たり積極的に男女共同参画の推進に努めるものとする。

2 事業者等は、職場その他の活動の場における男女の対等な参画の機会の確保に努めるとともに、家庭生活との両立を支援するための環境整備に努めるものとする。

3 事業者等は、市が実施する男女共同参画施策に協力するよう努めるものとする。

(教育関係者の責務)

第七条 教育関係者は、男女共同参画について理解を深め、基本理念に配慮した教育に努めるものとする。

2 教育関係者は、市が実施する男女共同参画施策に協力するよう努めるものとする。

(性別による差別的取扱い等の禁止)

第八条 何人も、あらゆる分野において、次に掲げる行為を行ってはならない。

- 一 性別による差別的取扱い
- 二 セクシュアル・ハラスメント
- 三 ドメスティック・バイオレンス
- 四 性同一性障害を有する人、先天的に身体上の性別が不明瞭である人等に対する人権侵害(公衆に表示する情報への配慮)

第九条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的役割分担、異性に対する暴力行為その他性別による差別的取扱いを助長する表現を行わないように配慮するものとする。

第2章 基本的施策

(基本計画)

第十条 市長は、男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画施策についての基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 市長は、基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ第十四条に規定する藤井寺市男女共同参画推進審議会の意見を聴くとともに、市民等の意見が反映されるよう適切な措置を講ずるものとする。

3 市長は、基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

4 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(市民等の理解を深めるための措置)

第十一条 市は、市民等の男女共同参画に関する理解を深めるため、広報、啓発活動その他必要な措置を講ずるものとする。(調査研究)

第十二条 市は、男女共同参画施策を策定し、及び実施するため、必要な調査研究を行うものとする。

第3章 推進体制等

(推進体制の整備)

第十三条 市は、男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するため、必要な体制を整備するとともに、その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市は、策定するあらゆる施策の全般にわたり、男女共同参画の推進に配慮しなければならない。

3 市は、男女共同参画の推進のため、必要な拠点機能の整備に努めるものとする。

(藤井寺市男女共同参画推進審議会)

第十四条 基本計画の策定及び変更その他の男女共同参画に関する重要事項について意見を聴くため、藤井寺市男女共同参画推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、委員10人以内で組織し、男女いずれか一方の委員の数は、委員総数の10分の4未満であってはならない。

3 委員は、学識経験者、市民その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

4 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

(市が実施する施策に対する申出)

第十五条 市民等は、市長に対し、市が実施する男女共同参画施策及び男女共同参画に影響を及ぼすと認められる施策について意見を申し出ることができる。

2 市長は、前項の規定による申出を受けた場合において必要と認められるときには、審議会の意見を聴き、必要な措置を講ずるものとする。

(相談への対応)

第十六条 市長は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する要因による人権侵害に関して相談を受けたときは、関連機関との連携を図りながら、適切かつ迅速に対応するものとする。

第4章 雑則

(委任)

第十七条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

男女共同参画社会基本法

(平成十一年法律第七十八号)

目次

前文
第一章 総則（第一条—第十二条）
第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）
第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）
附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、重要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

（国の責務）

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

（法制上の措置等）

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告等）

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促

進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(連携及び協働の促進)

第十八条 国及び地方公共団体は、国、地方公共団体、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動を行う民間の団体その他の関係者が相互に連携と協働を図ることにより男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の効果的な推進が図られることに鑑み、これらの者の間における協議の促進その他の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を講ずるように努めるものとする。

2 地方公共団体は、前項の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を推進するための拠点としての機能を担う体制を、単独で又は共同して、確保するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の

規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則 (平成十一年七月一六日法律第百二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成十一年一月二二日法律第一一十号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

附 則 (令和七年六月二十七日法律第八十号)

(施行期日)

1 この法律は、独立行政法人男女共同参画機構法(令和七年法律第七十九号)の施行の日から施行する。ただし、第一条及び次項の規定は、公布の日から施行する。

(政令への委任)

2 この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

(平成二十七年法律第六十四号)

目次

第一章 総則（第一条—第四条）
第二章 基本方針等（第五条・第六条）
第三章 事業主行動計画等
第一節 事業主行動計画策定指針（第七条）
第二節 一般事業主行動計画等（第八条—第十八条）
第三節 特定事業主行動計画（第十九条）
第四節 女性の職業選択に資する情報の公表（第二十条・第二十一条）
第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第二十二条—第二十九条）
第五章 雑則（第三十条—第三十三条）
第六章 罰則（第三十四条—第三十九条）
附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性はその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念のっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮し、併せて、女性の健康上の特性に留意して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）のっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（事業主の責務）

第四条 事業主は、基本原則のっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

（基本方針）

第五条 政府は、基本原則のっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向

二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項

三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項

イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項

ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

ハ 職場において行われる就業環境を害する言動に起因する問題の解決を促進するために必要な措置に関する事項

ニ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
- 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画等

(一般事業主行動計画の策定等)

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令

で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出よう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第十四条第一項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

- 一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。
- 二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- 四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員で

ある中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四第一項及び第二項、第五条の五、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」と、「同項に」とあるのは「次項に」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

（一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主（常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものに限る。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その雇用する労働者の男女の賃金の額の差異
- 二 その雇用する管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合
- 三 前二号に掲げるもののほか、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- 四 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2 第八条第一項に規定する一般事業主（前項に規定する一般事業主を除く。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 前項第一号及び第二号に掲げる情報
- 二 前項第三号に掲げる情報又は同項第四号に掲げる情報の少なくともいずれか一方

3 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する第一項各号に掲げる情報のうち少なくとも一の情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

（特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）
第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- 二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

（職業指導等の措置等）

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（財政上の措置等）

第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

（国等からの受注機会の増大）

第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(啓発活動)

第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第二十二条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(公表)

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項若しくは第二項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第三項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(権限の委任)

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事したときは、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第二十二条第四項の規定に違反して秘密を漏らした者

二 第二十八条の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事したとき。

二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかったとき。

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反したとき。

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十条第二項（第十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、令和十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第二十二條第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八條の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(社会保険労務士法の一部改正)

第五条 社会保険労務士法（昭和三十九年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(内閣府設置法の一部改正)

第六条 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則（平成二十九年三月三十一日法律第一四号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定 公布の日

二・三 (略)

四 (前略)附則第二十一条、第二十二条、第二十六条から第二十八条まで及び第三十二条の規定並びに附則第三十三条（次号に掲げる規定を除く。）の規定 平成三十年一月一日

五 (略)

(罰則に関する経過措置)

第三十四条 この法律（附則第一条第四号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（令和元年六月五日法律第二四号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(令和元年一二月政令一七四号により、令和二・六・一から施行)

一 (前略)附則第六条の規定 公布の日

二 第二条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

(令和元年一二月政令一七四号により、令和四・四・一から施行)

(罰則に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則（令和四年三月三十一日法律第一二号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 (前略)附則第二十八條の規定 公布の日

二 (略)

三 (前略)附則(中略)第二十四条(中略)の規定 令和四年十月一日

(政令への委任)

第二十八條 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（令和四年六月一七日法律第六八号）抄

(罰則の適用等に関する経過措置)

第四百四十一条 刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号。以下「刑法等一部改正法」という。）及びこの法律（以下「刑法等一部改正法等」という。）の施行前にした行為の処罰については、次章に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

2 刑法等一部改正法等の施行後にした行為に対して、他の法律の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の法律の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑（刑法施行法第十九条第一項の規定又は第八十二条の規定による改正後の沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第二十五条第四項の規定の適用後のものを含む。）に刑法等一部改正法第二条の規定による改正前の刑法（明治四十年法律第四十五号。以下この項において「旧刑法」という。）第十二条に規定する懲役（以下「懲役」という。）、旧刑法第十三条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）又は旧刑法第十六条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち無期の懲役又は禁錮はそれぞれ無期拘禁刑と、有期の懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期（刑法施行法第二十条の規定の適用後のものを含む。）を同じくする有期拘禁刑と、旧拘

留は長期及び短期（刑法施行法第二十条の規定の適用後のものを含む。）を同じくする拘留とする。

（裁判の効力とその執行に関する経過措置）

第四百四十二条 懲役、禁錮及び旧拘留の確定裁判の効力並びにその執行については、次章に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

（人の資格に関する経過措置）

第四百四十三条 懲役、禁錮又は旧拘留に処せられた者に係る人の資格に関する法令の規定の適用については、無期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ無期拘禁刑に処せられた者と、有期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ刑期を同じくする有期拘禁刑に処せられた者と、旧拘留に処せられた者は拘留に処せられた者とみなす。

2 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の法律の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の法律の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有

期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

（経過措置の政令への委任）

第五百九条 この編に定めるもののほか、刑法等一部改正法等の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（令和四年六月一七日法律第六八号）抄

（施行期日）

1 この法律は、刑法等一部改正法（刑法等の一部を改正する法律＝令和四年六月法律第六七号）施行日（令和七年六月一日）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第五百九条の規定 公布の日
- 二 （略）

附 則（令和七年六月一一日法律第六三号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 （前略）第四条中女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第二条第一項の改正規定、同法第五条第二項第三号の改正規定及び同法附則第二条第一項の改正規定（中略）並びに附則（中略）第七条、第八条の二（中略）の規定 公布の日
- 二 （前略）第四条の規定（同号に掲げる改正規定及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十二条の改正規定を除く。）並びに附則第六条の規定（中略） 令和八年四月一日

（女性の職業選択に資する情報の公表に関する経過措置）

第六条 第四条の規定（附則第一条第二号に掲げる改正規定に限る。）による改正後の女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第二十条第一項及び第二項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に終了する事業年度の翌事業年度において行われる同条第一項及び第二項の規定による情報の公表から適用する。

（政令への委任）

第七条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第八条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

第八条の二 政府は、特定受託事業者（特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（令和五年法律第二十五号）第二条第一項に規定する特定受託事業者をいう。以下この条において同じ。）が受けた業務委託（同法第二条第三項に規定する業務委託をいう。）に係る業務において行われる顧客、取引の相手方、施設の利用者その他の当該業務に関係を有する者の言動であって、当該特定受託事業者に係る特定受託業務従事者（同条第二項に規定する特定受託業務従事者をいう。以下この条において同じ。）が従事する業務の性質その他の事情に照らして社会通念上許容される範囲を超えたものにより当該特定受託業務従事者の就業環境が害されることのないようにするための施策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成十三年法律第三十一号)

目次

前文

第一章 総則（第一条・第二条）

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）

第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条—第五条の四）

第三章 被害者の保護（第六条—第九条の二）

第四章 保護命令（第十条—第二十二条）

第五章 雑則（第二十三条—第二十八条）

第五章の二 補則（第二十八条の二）

第六章 罰則（第二十九条—第三十条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

（定義）

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の保護（被害者の自立を支援することを含む。以下同じ。）を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

（基本方針）

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な国、地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（都道府県基本計画等）

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な当該都道府県、関係地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する女性相談支援センターその他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者（被害者とその家族を同伴する場合には、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

6 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(女性相談支援員による相談等)

第四条 女性相談支援員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(女性自立支援施設における保護)

第五条 都道府県は、女性自立支援施設において被害者の保護を行うことができる。

(協議会)

第五条の二 都道府県は、単独で又は共同して、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、関係機関、関係団体、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保

護に関連する職務に従事する者その他の関係者（第五項において「関係機関等」という。）により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織するよう努めなければならない。

2 市町村は、単独で又は共同して、協議会を組織することができる。

3 協議会は、被害者に関する情報その他被害者の保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、被害者に対する支援の内容に関する協議を行うものとする。

4 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

5 協議会は、第三項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

(秘密保持義務)

第五条の三 協議会の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第五条の四 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力

の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視總監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第二百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(接近禁止命令等)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知してする脅迫(以下この章において「身体に対する暴力等」という。)を受けた者に限る。以下この条並びに第十二条第一項第三号及び第四号において同じ。)が、配偶者(配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条及び第十二条第一項第二号から第四号までにおいて同じ。)からの更なる身体に対する暴力等により、その生命又は心身に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して一年間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかないことを命ずるものとする。

2 前項の場合において、同項の規定による命令(以下「接近禁止命令」という。)を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じ

た日から起算して一年を経過する日までの間、被害者に対して次に掲げる行為をしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、文書を送付し、通信文その他の情報(電気通信(電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第二条第一号に規定する電気通信をいう。以下この号及び第六項第一号において同じ。)の送信元、送信先、通信日時その他の電気通信を行うために必要な情報を含む。以下この条において「通信文等」という。)をファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールの送信等を行うこと。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、通信文等をファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールの送信等を行うこと。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、その性的羞恥心を害する文書、図画、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)に係る記録媒体その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する電磁的記録その他の記録を送信し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

九 その承諾を得ないで、その所持する位置情報記録・送信装置(当該装置の位置に係る位置情報(地理空間情報活用推進基本法(平成十九年法律第六十三号)第二条第一項第一号に規定する位置情報をいう。以下この号及び次号において同じ。)を記録し、又は送信する機能を有する装置で政令で定めるものをいう。以下この項において同じ。)(第十一号に規定する行為がされた位置情報記録・送信装置を含む。)により記録され、又は送信される当該位置情報記録・送信装置の位置に係る位置情報を政令で定める方法により取得すること。

十 その承諾を得ないで、その所持する位置特定用識別情報送信装置(当該装置を識別する情報を送信する機能を有し、当該装置の周辺において当該情報を受信した識別情報送受信装置(位置情報記録・送信装置その他の装置であって、当該情報を受信し、及び送信する機能を有するものをいう。)の位置に係る位置情報を利用して、その所在する地点又は区域の位置を特定するために用いられる装置をいう。以下この号及び次号において同じ。)(同号に規定する行為がされた位置特定用識別情報送信装置を含む。)の位置に係る位置情報を取得すること。

十一 その承諾を得ないで、その所持する物に位置情報記録・送信装置又は位置特定用識別情報送信装置

(以下この号において「位置情報記録・送信装置等」という。)を取り付けること、位置情報記録・送信装置等を取り付けた物を交付することその他その移動に伴い位置情報記録・送信装置等を移動し得る状態にする行為として政令で定める行為をすること。

3 第一項の場合において、被害者がその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。)と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、当該子の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと及び当該子に対して前項第二号から第十一号までに掲げる行為(同項第五号に掲げる行為にあつては、電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することに限る。)をしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項の場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者(被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。)の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、当該親族等の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等(被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。)の同意(当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意)がある場合に限り、することができる。

6 第二項第四号及び第五号の「電子メールの送信等」とは、次の各号のいずれかに掲げる行為(電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することを除く。)をいう。

一 電子メール(特定電子メールの送信の適正化等に関する法律(平成十四年法律第二十六号)第二条第一号に規定する電子メールをいう。)その他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信の送信を行うこと。

二 前号に掲げるもののほか、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法で

あつて、内閣府令で定めるものを用いて通信文等の送信を行うこと。

(退去等命令)

第十条の二 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。))を受けた者に限る。以下この条及び第十八条第一項において同じ。)が、配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、第十二条第二項第二号及び第十八条第一項において同じ。)から更に身体に対する暴力を受けることにより、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して二日間(被害者及び当該配偶者が生活の本拠として使用する建物又は区分建物(不動産登記法(平成十六年法律第二百二十三号)第二条第二十二号に規定する区分建物をいう。)の所有者又は賃借人が被害者のみである場合において、被害者の申立てがあつたときは、六月間)、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

(管轄裁判所)

第十一条 接近禁止命令及び前条の規定による命令(以下「退去等命令」という。)の申立てに係る事件は、相手方の住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 接近禁止命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力等が行われた地

3 退去等命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

(接近禁止命令等の申立て等)

第十二条 接近禁止命令及び第十条第二項から第四項までの規定による命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面で行わなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力等を受けた状況(当該身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であつて、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力等を受けたときにあっては、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力等を受けた状況を含む。)
- 二 前号に掲げるもののほか、配偶者からの更なる身体に対する暴力等により、生命又は心身に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時の事情

三 第十条第三項の規定による命令(以下この号並びに第十七条第三項及び第四項において「三項命令」という。)の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該三項命令を発す

る必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 退去等命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況（当該身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であって、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けたときにあっては、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況を含む。）

二 前号に掲げるもののほか、配偶者から更に身体に対する暴力を受けることにより、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる申立ての時における事情

三 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前二号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

3 前二項の書面（以下「申立書」という。）に第一項第五号イから二まで又は前項第三号イから二までに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、第一項第一号から第四号まで又は前項第一号及び第二号に掲げる事項についての申立人の供述を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十三条第一項又は第五十九条第三項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、接近禁止命令、第十条第二項から第四項までの規定による命令及び退去等命令（以下「保護命令」という。）の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命

令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イから二まで又は同条第二項第三号イから二までに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し、又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録（次項において「書面等」という。）の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面等の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（期日の呼出し）

第十四条の二 保護命令に関する手続における期日の呼出しは、呼出状の送達、当該事件について出頭した者に対する期日の告知その他相当と認める方法によってする。

2 呼出状の送達及び当該事件について出頭した者に対する期日の告知以外の方法による期日の呼出しをしたときは、期日に出頭しない者に対し、法律上の制裁その他期日の不遵守による不利益を帰することができない。ただし、その者が期日の呼出しを受けた旨を記載した書面を提出したときは、この限りでない。

（公示送達の方法）

第十四条の三 保護命令に関する手続における公示送達は、裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨を裁判所の掲示場に掲示してする。

（電子情報処理組織による申立て等）

第十四条の四 保護命令に関する手続における申立てその他の申述（以下この条において「申立て等」という。）のうち、当該申立て等に関するこの法律その他の法令の規定により書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。次項及び第四項において同じ。）をもってするものとされているものであって、最高裁判所の定める裁判所に対してするもの（当該裁判所の裁判長、受命裁判官、受託裁判官又は裁判所書記官に対してするものを含む。）については、当該法令の規定にかかわらず、最高裁判所規則で定めるところにより、電子情報処理組織（裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第三項において同じ。）と申立て等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を用いてすることができる。

2 前項の規定によりされた申立て等については、当該申立て等を書面等をもってするものとして規定した申立て等に関する法令の規定に規定する書面等をもってされたものとみなして、当該申立て等に関する法令の規定を適用する。

3 第一項の規定によりされた申立て等は、同項の裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、当該裁判所に到達したものとみなす。

4 第一項の場合において、当該申立て等に関する他の法令の規定により署名等（署名、記名、押印その他氏名

又は名称を書面等に記載することをいう。以下この項において同じ。) をすることとされているものについては、当該申立て等をする者は、当該法令の規定にかかわらず、当該署名等に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、氏名又は名称を明らかにする措置を講じなければならない。

5 第一項の規定によりされた申立て等が第三項に規定するファイルに記録されたときは、第一項の裁判所は、当該ファイルに記録された情報の内容を書面に出力しなければならない。

6 第一項の規定によりされた申立て等に係るこの法律その他の法令の規定による事件の記録の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付は、前項の書面をもってするものとする。当該申立て等に係る書類の送達又は送付も、同様とする。

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまで又は同条第二項第三号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により接近禁止命令の効力の停止を命ずる場合において、第十条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止を命じなければならない。

5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が接近禁止命令を取り消す場合において、第十条第二項から第四項までの規定による命令が発

せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。接近禁止命令又は第十条第二項から第四項までの規定による命令にあっては接近禁止命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した日以後において、退去等命令にあっては当該退去等命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した日以後において、これらの命令を受けた者が申立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、接近禁止命令を発した裁判所が前項の規定により当該接近禁止命令を取り消す場合について準用する。

3 三項命令を受けた者は、接近禁止命令が効力を生じた日から起算して六月を経過した日又は当該三項命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した日のいずれか遅い日以後において、当該三項命令を発した裁判所に対し、第十条第三項に規定する要件を欠くに至ったことを理由として、当該三項命令の取消しの申立てをすることができる。

4 裁判所は、前項の取消しの裁判をするときは、当該取消しに係る三項命令の申立てをした者の意見を聴かななければならない。

5 第三項の取消しの申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

6 第三項の取消しの裁判は、確定しなければその効力を生じない。

7 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、第一項から第三項までの場合について準用する。

(退去等命令の再度の申立て)

第十八条 退去等命令が発せられた後に当該発せられた退去等命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする退去等命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の期間までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の退去等命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、退去等命令を発するものとする。ただし、当該退去等命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該退去等命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第二項各号列記以外の部分中「事項」とあるのは「事項及び第十八条第一項本文の事情」と、同項第三号中「事項に」とあるのは「事項及び第十八条第一項本文の事情に」と、同条第三項中「事項に」

とあるのは「事項並びに第十八条第一項本文の事情に」とする。(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方に対しては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 削除(令和五年五月法律三〇号)

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第九号)第一編から第四編までの規定(同法第七十一条第二項、第九十一条の二、第九十二条第九項及び第十項、第九十二条の二第二項、第九十四条、第百条第二項、第一編第五章第四節第三款、第百十一条、第一編第七章、第百三十三条の二第五項及び第六項、第百三十三条の三第二項、第百五十一条第三項、第百六十条第二項、第百八十五条第三項、第二百五十五条第二項、第二百五十五条第二項、第二百二十七条第二項並びに第二百三十二条の二の規定を除く。)を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第百十二条 第一項本文	前条の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた
第百十二条 第一項ただし書	前条の規定による措置を開始した	当該掲示を始めた
第百十三条	書類又は電磁的記録	記載された書面
	記載又は記録	当該書面
第百十一条の規定による措置を開始した	その他これに類する書面	
第百五十一条第二項及び第二百三十一条の二第二項	方法又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する方法	方法
第百六十条第一項	最高裁判所規則で定めるところにより、電子調書(期日又は期日外における手続の方式、内容及び経過等の記録及び公証	調書

	をするためにこの法律その他の法令の規定により裁判所書記官が作成する電磁的記録をいう。(以下同じ。)	
第百六十条第三項	前項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容に	調書の記載について
第百六十条第四項	第二項の規定によりファイルに記録された電子調書	調書
	当該電子調書	当該調書
第百六十条の二第一項	前条第二項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容	調書の記載
第百六十条の二第一項	前条第二項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容	調書の記載
第百六十条の二第二項	その旨をファイルに記録して	調書を作成して
第二百五条第三項	事項又は前項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項	事項
第二百五条第四項	事項又は第二項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項	事項
第二百三十一条の三第二項	若しくは送付し、又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する	又は送付する
第二百六十一条第四項	電子調書	調書
	記録しなければ	記載しなければ

(最高裁判所規則)

第二十二條 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三條 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四條 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五條 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六條 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市町村の支弁)

第二十七條 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う女性相談支援センターの運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)

二 第三条第三項第三号の規定に基づき女性相談支援センターが行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)

三 第四条の規定に基づき都道府県が置く女性相談支援員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)

2 市町村は、第四条の規定に基づき市町村が置く女性相談支援員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八條 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市町村が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八條の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)

及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八條の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二條	配偶者	第二十八條の二に規定する関係にある相手(以下「特定関係者」という。)
	、被害者	、被害者(第二十八條の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)
第六條第一項	配偶者又は配偶者であった者	特定関係者又は特定関係者であった者
第十條第一項から第四項まで、第十一條第二項第二号、第十二條第一項第一号から第四号まで及び第十八條第一項	配偶者	第二十八條の二に規定する関係にある相手
第十條第一項、第十條の二並びに第十二條第一項第一号及び第二項第一号	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八條の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九條 保護命令(前条において読み替えて準用する第十條第一項から第四項まで及び第十條の二の規定によるものを含む。第三十一條において同じ。)

に違反した者は、二年以下の拘禁刑又は二百万円以下の罰金に処する。

第三十條 第三条第五項又は第五条の三の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第三十一条 第十二条第一項若しくは第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項若しくは第二項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（検討）

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則（平成一六年六月二日法律第六四号）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

（検討）

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則（平成一九年七月一日法律第一一三号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則（平成二五年七月三日法律第七二号） 抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則（平成二六年四月二三日法律第二八号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定
平成二十六年十月一日

附 則（令和元年六月二六日法律第四六号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定

公布の日

二・三（略）

（その他の経過措置の政令への委任）

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討等）

第八条 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第六条第一項及び第二項の通報の対象となる同条第一項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第十条第一項から第四項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（令和四年五月二五日法律第五二号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一（前略）附則（中略）第三十八条の規定 公布の日

二～四（略）

（政令への委任）

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(令和四年六月一七日法律第六八号) 抄

(罰則の適用等に関する経過措置)

第四百四十一条 刑法等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十七号。以下「刑法等一部改正法」という。)及びこの法律(以下「刑法等一部改正法等」という。)の施行前にした行為の処罰については、次章に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

2 刑法等一部改正法等の施行後にした行為に対して、他の法律の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の法律の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑(刑法施行法第十九条第一項の規定又は第八十二条の規定による改正後の沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第二十五条第四項の規定の適用後のものを含む。)に刑法等一部改正法第二条の規定による改正前の刑法(明治四十年法律第四十五号。以下この項において「旧刑法」という。)第十二条に規定する懲役(以下「懲役」という。)、旧刑法第十三条に規定する禁錮(以下「禁錮」という。)又は旧刑法第十六条に規定する拘留(以下「旧拘留」という。)が含まれるときは、当該刑のうち無期の懲役又は禁錮はそれぞれ無期拘禁刑と、有期の懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期(刑法施行法第二十条の規定の適用後のものを含む。)を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期(刑法施行法第二十条の規定の適用後のものを含む。)を同じくする拘留とする。

(裁判の効力とその執行に関する経過措置)

第四百四十二条 懲役、禁錮及び旧拘留の確定裁判の効力並びにその執行については、次章に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

(人の資格に関する経過措置)

第四百四十三条 懲役、禁錮又は旧拘留に処せられた者に係る人の資格に関する法令の規定の適用については、無期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ無期拘禁刑に処せられた者と、有期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ刑期を同じくする有期拘禁刑に処せられた者と、旧拘留に処せられた者は拘留に処せられた者とみなす。

2 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の法律の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の法律の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

(経過措置の政令への委任)

第五百九条 この編に定めるもののほか、刑法等一部改正法等の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法(刑法等の一部を改正する法律ニ令和四年六月法律第六七号)施行日(令和七年六月一日)から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第五百九条の規定 公布の日
- 二 (略)

附 則 (令和五年五月一九日法律第三〇号)

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条の規定 公布の日

二 第二十一条の改正規定 民事訴訟法等の一部を改正する法律(令和四年法律第四十八号。附則第三条において「民事訴訟法等改正法」という。)附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日(令和六年三月一日)

(保護命令事件に係る経過措置)

第二条 この法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(以下「新法」という。)第十条及び第十条の二の規定は、この法律の施行の日(以下この条において「施行日」という。)以後にされる保護命令の申立てに係る事件について適用し、施行日前にされた保護命令の申立てに係る事件については、なお従前の例による。

2 新法第十一条第二項及び第三項並びに第十二条第一項及び第二項の規定は、施行日以後にされる保護命令の申立てについて適用し、施行日前にされた保護命令の申立てについては、なお従前の例による。

3 新法第十八条第一項の規定は、施行日以後にされる同項に規定する再度の申立てに係る事件について適用し、施行日前にされた同項に規定する再度の申立てに係る事件については、なお従前の例による。

(民事訴訟法等改正法の施行の日の前日までの間の経過措置)

第三条 新法第十四条の二から第十四条の四までの規定は、民事訴訟法等改正法の施行の日の前日までの間は、適用しない。

2 附則第一条第二号に規定する規定の施行の日から民事訴訟法等改正法の施行の日の前日までの間における新法第二十一条の規定の適用については、同条中

「第七十一条第二項、第九十一条の二、第九十二条第九項及び第十項、第九十二条の二第二項、第九十四条、第百条第二項、第一編第五章第四節第三款、第

百十一条、第一編第七章、第三百三十三条の二第五項及び第六項、第三百三十三条の三第二項、第百五十一条第三項、第百六十条第二項、第百八十五条第三項、

第二百五条第二項、第二百五条第二項、第二百二十七条第二項並びに第二百三十二条の二の規定を除く。)を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする」とあるのは、「第八十七条の二の規定を除く。)を準用する」とする。

(罰則の適用に関する経過措置)

第四条 刑法等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十七号)の施行の日(以下この条において「刑法施行日」という。)の前日までの間における新法第三十条の規定の適用については、同条中「拘禁刑」とあるのは、「懲役」とする。刑法施行日以後における刑法施行日前にした行為に対する同条の規定の適用についても、同様とする。

(銃砲刀剣類所持等取締法の一部改正)

第五条 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(民事訴訟費用等に関する法律の一部改正)

第六条 民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

（政令への委任）

第七条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第八条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（令和五年六月一四日法律第五三号）抄

（手続費用額の確定手続に関する経過措置）

第八十六条 前条の規定による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（第九十七条及び第九十八条において「改正後配偶者暴力防止法」という。）第二十一条において準用する民事訴訟法（以下この節において「準用民事訴訟法」という。）第七十一条第二項の規定は、施行日以後に開始される保護命令の申立てに係る事件（以下この節において「改正後保護命令事件」という。）における保護命令に関する手続の費用の負担の額を定める申立てについて、適用する。

（期日の呼出しに関する経過措置）

第八十七条 準用民事訴訟法第九十四条の規定は、改正後保護命令事件における期日の呼出しについて適用し、施行日前に開始された保護命令の申立てに係る事件（以下この節において「改正前保護命令事件」という。）における期日の呼出しについては、なお従前の例による。

（送達報告書に関する経過措置）

第八十八条 準用民事訴訟法第百条第二項の規定は、改正後保護命令事件における送達報告書の提出について、適用する。

（公示送達の方法に関する経過措置）

第八十九条 準用民事訴訟法第百一条から第百十三条までの規定は、改正後保護命令事件における公示送達について適用し、改正前保護命令事件における公示送達については、なお従前の例による。

（電子情報処理組織による申立て等に関する経過措置）

第九十条 準用民事訴訟法第一編第七章の規定（準用民事訴訟法第三十二条の十三の規定を除く。）は、改正後保護命令事件における準用民事訴訟法第三十二条の十第一項に規定する申立て等について適用し、改正前保護命令事件における第九十五条の規定による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第十四条の四第一項に規定する申立て等については、同条の規定は、施行日以後も、なおその効力を有する。

（釈明処分による電磁的記録の提出に関する経過措置）

第九十一条 準用民事訴訟法第五十一条第二項の規定は、改正後保護命令事件における釈明処分による電磁的記録の提出について適用し、改正前保護命令事件における釈明処分による電磁的記録の提出については、なお従前の例による。

（口頭弁論調書に関する経過措置）

第九十二条 準用民事訴訟法第六十条の規定は、改正後保護命令事件における口頭弁論調書の作成、記録及び口頭弁論の方式に関する規定の遵守に係る証明について適用し、改正前保護命令事件における口頭弁論調書の作

成、記載及び口頭弁論の方式に関する規定の遵守に係る証明については、なお従前の例による。

2 準用民事訴訟法第六十条の二の規定は、改正後保護命令事件における口頭弁論調書の更正について適用し、改正前保護命令事件における口頭弁論調書の更正については、なお従前の例による。

（尋問に代わる書面の提出等に関する経過措置）

第九十三条 準用民事訴訟法第二百五条第二項及び第二百五条第二項（準用民事訴訟法第二百八条第一項において準用する場合を含む。）の規定は、改正後保護命令事件における証人の尋問に代わる書面の提出又は鑑定人の書面による意見の陳述に代わる意見の陳述の方式若しくは鑑定嘱託を受けた者による鑑定書の提出について、適用する。

（電磁的記録に記録された情報の内容に係る証拠調べに関する経過措置）

第九十四条 準用民事訴訟法第二百三十一条の二第二項及び第二百三十一条の三第二項の規定は、改正後保護命令事件における電磁的記録に記録された情報の内容に係る証拠調べについて適用し、改正前保護命令事件における電磁的記録に記録された情報の内容に係る証拠調べについては、なお従前の例による。

（電子決定書の作成に関する経過措置）

第九十五条 準用民事訴訟法第二百二十二条において準用する準用民事訴訟法第二百五十二条及び第二百五十三条の規定は、改正後保護命令事件における電子決定書の作成について適用し、改正前保護命令事件における決定書の作成については、なお従前の例による。

（申立ての取下げが口頭でされた場合における期日の電子調書の記録に関する経過措置）

第九十六条 準用民事訴訟法第二百六十一条第四項の規定は、改正後保護命令事件における申立ての取下げが口頭でされた場合における期日の電子調書の記録について適用し、改正前保護命令事件における申立ての取下げが口頭でされた場合における期日の調書の記載については、なお従前の例による。

（事件に関する事項の証明に関する経過措置）

第九十七条 改正後配偶者暴力防止法第十九条の三の規定は、改正後保護命令事件に関する事項の証明について適用し、改正前保護命令事件に関する事項の証明については、なお従前の例による。

（接近禁止命令等の申立て等に関する経過措置）

第九十八条 第二号施行日から施行日の前日までの間における改正後配偶者暴力防止法第十二条第三項の規定の適用については、同項中「記載し、又は記録した書面又は電磁的記録」とあるのは「記載した書面」と、「第五十三条第一項又は第五十九条第三項」とあるのは「第五十三条第一項」とする。

（罰則に関する経過措置）

第三百八十七条 この法律（附則第二号及び第三号に掲げる規定については、当該各規定）の施行前にした行為並びにこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第三百八十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第三百八十九条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の民事執行法その他の法律の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則（令和五年六月一四日法律第五三号）

この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 （前略）第三百八十八条の規定 公布の日
- 二 （前略）第八十五条中配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第十二条第三項の改正規定、第九十八条の規定並びに第三百八十七条の規定 公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日
（令和七年七月政令二六二号により、令和七・一〇・一から施行）
- 三 （略）

附 則（令和七年一月一〇日法律第八四号）

この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

(令和四年五月二十五日号外法律第五十二号)

目次

- 第一章 総則（第一条—第六条）
- 第二章 基本方針及び都道府県基本計画等（第七条・第八条）
- 第三章 女性相談支援センターによる支援等（第九条—第十五条）
- 第四章 雑則（第十六条—第二十二条）
- 第五章 罰則（第二十三条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多いことに鑑み、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援に関する必要な事項を定めることにより、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、もって人権が尊重され、及び女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「困難な問題を抱える女性」とは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）をいう。

（基本理念）

第三条 困難な問題を抱える女性への支援のための施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

一 女性の抱える問題が多様化するとともに複合化し、そのために複雑化していることを踏まえ、困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるようにすることにより、その福祉が増進されるよう、その発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供する体制を整備すること。

二 困難な問題を抱える女性への支援が、関係機関及び民間の団体の協働により、早期から切れ目なく実施されるようにすること。

三 人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とすること。

（国及び地方公共団体の責務）

第四条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、困難な問題を抱える女性への支援のために必要な施策を講ずる責務を有する。

（関連施策の活用）

第五条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、必要に応じて福祉、保健医療、労働、住まい及び教育に関する施策その他の関連施策の活用が図られるよう努めなければならない。

（緊密な連携）

第六条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、関係地方公共団体相互間の緊密な連携が図られるとともに、この法律に基づく支援を行う機関と福祉事務所（社会福祉法（昭和三十二年法律第四十五号）に規定する福祉に関する事務所をいう。）、児童相談所、児童福祉施設（児童福祉法（昭和三十二年法律第六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設をいう。）、保健所、医療機関、職業紹介機関（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和三十九年法律第三十二号）第二条に規定する職業紹介機関をいう。）、職業訓練機関、教育機関、都道府県警察、日本司法支援センター（綜合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。）、配偶者暴力相談支援センター（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第三条第一項に規定する配偶者暴力相談支援センターをいう。）その他の関係機関との緊密な連携が図られるよう配慮しなければならない。

第二章 基本方針及び都道府県基本計画等

（基本方針）

第七条 厚生労働大臣は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な事項

二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の内容に関する事項

三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項

3 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（都道府県基本計画等）

第八条 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な方針

二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施内容に関する事項

三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 厚生労働大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第三章 女性相談支援センターによる支援等

（女性相談支援センター）

第九条 都道府県は、女性相談支援センターを設置しなければならない。

2 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）は、女性相談支援センターを設置することができる。

3 女性相談支援センターは、困難な問題を抱える女性への支援に関し、主として次に掲げる業務を行うものとする。

一 困難な問題を抱える女性に関する各般の問題について、困難な問題を抱える女性の立場に立って相談に応ずること又は第十一条第一項に規定する女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 困難な問題を抱える女性（困難な問題を抱える女性がその家族を同伴する場合にあっては、困難な問題を抱える女性及びその同伴する家族。次号から第五号まで及び第十二条第一項において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

三 困難な問題を抱える女性の心身の健康の回復を図るため、医学的又は心理学的な援助その他の必要な援助を行うこと。

四 困難な問題を抱える女性が自立して生活することを促進するため、就労の支援、住宅の確保、援護、児童の保育等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 困難な問題を抱える女性が居住して保護を受けることができる施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、その支援の対象となる者の抱えている問題及びその背景、心身の状況等を適切に把握した上で、その者の意向を踏まえながら、最適な支援を行うものとする。

5 女性相談支援センターに、所長その他所要の職員を置く。

6 女性相談支援センターには、第三項第二号の一時保護を行う施設を設けなければならない。

7 第三項第二号の一時保護は、緊急に保護することが必要と認められる場合その他厚生労働省令で定める場合に、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

8 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

9 第三項第二号の一時保護に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習に関する支援が行われるものとする。

10 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

11 前各項に定めるもののほか、女性相談支援センターに関し必要な事項は、政令で定める。

（女性相談支援センターの所長による報告等）

第十条 女性相談支援センターの所長は、困難な問題を抱える女性であって配偶者のないもの又はこれに準ずる事情にあるもの及びその者の監護すべき児童について、児童福祉法第六条の三第十八項に規定する妊産婦等生活援助事業の実施又は同法第二十三条第二項に規定する母子保護の実施が適当であると認めるときは、これらの者を当該妊産婦等生活援助事業の実施又は当該母子保護の実施に係る都道府県又は市町村の長に報告し、又は通知しなければならない。

（女性相談支援員）

第十一条 都道府県（女性相談支援センターを設置する指定都市を含む。第二十条第一項（第四号から第六号までを除く。）並びに第二十二条第一項及び第二項第一号において同じ。）は、困難な問題を抱える女性について、その発見に努め、その立場に立って相談に応じ、及び専門的技術に基づいて必要な援助を行う職務に従事する職員（以下「女性相談支援員」という。）を置くものとする。

2 市町村（女性相談支援センターを設置する指定都市を除く。第二十条第二項及び第二十二条第二項第二号において同じ。）は、女性相談支援員を置くよう努めるものとする。

3 女性相談支援員の任用に当たっては、その職務を行うのに必要な能力及び専門的な知識経験を有する人材の登用に特に配慮しなければならない。

（女性自立支援施設）

第十二条 都道府県は、困難な問題を抱える女性を入所させて、その保護を行うとともに、その心身の健康の回復を図るための医学的又は心理学的な援助を行い、及びその自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うこと（以下「自立支援」という。）を目的とする施設（以下「女性自立支援施設」という。）を設置することができる。

2 都道府県は、女性自立支援施設における自立支援を、その対象となる者の意向を踏まえながら、自ら行い、又は市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行うことができる。

3 女性自立支援施設における自立支援に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習及び生活に関する支援が行われるものとする。

（民間の団体との協働による支援）

第十三条 都道府県は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、訪問、巡回、居場所の提供、インターネットの活用、関係機関への同行その他の厚生労働省令で定める方法により、その発見、相談その他の支援に関する業務を行うものとする。

2 市町村は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、前項の業務を行うことができる。

(民生委員等の協力)

第十四条 民生委員法(昭和三十二年法律第九十八号)に定める民生委員、児童福祉法に定める児童委員、人権擁護委員法(昭和三十四年法律第三十九号)に定める人権擁護委員、保護司法(昭和三十五年法律第二百四号)に定める保護司及び更生保護事業法(平成七年法律第八十六号)に定める更生保護事業を営む者は、この法律の施行に関し、女性相談支援センター及び女性相談支援員に協力するものとする。

(支援調整会議)

第十五条 地方公共団体は、単独で又は共同して、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うため、関係機関、第九条第七項又は第十二条第二項の規定による委託を受けた者、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体及び困難な問題を抱える女性への支援に従事する者その他の関係者(以下この条において「関係機関等」という。)により構成される会議(以下この条において「支援調整会議」という。)を組織するよう努めるものとする。

2 支援調整会議は、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うために必要な情報の交換を行うとともに、困難な問題を抱える女性への支援の内容に関する協議を行うものとする。

3 支援調整会議は、前項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

4 関係機関等は、前項の規定による求めがあった場合には、これに協力するよう努めるものとする。

5 次の各号に掲げる支援調整会議を構成する関係機関等の区分に従い、当該各号に定める者は、正当な理由がなく、支援調整会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

一 国又は地方公共団体の機関 当該機関の職員又は職員であった者

二 法人 当該法人の役員若しくは職員又はこれらの者であった者

三 前二号に掲げる者以外の者 支援調整会議を構成する者又は当該者であった者

6 前各項に定めるもののほか、支援調整会議の組織及び運営に関し必要な事項は、支援調整会議が定める。

第四章 雑則

(教育及び啓発)

第十六条 国及び地方公共団体は、この法律に基づく困難な問題を抱える女性への支援に関し国民の関心と理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、自己がかげがえのない個人であることについての意識の涵(かん)養に資する教育及び啓発を含め、女性が困難な問題を抱えた場合にこの法律に基づく支援を適切に受けることができるようにするための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進)

第十七条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に資するため、効果的な支援の方法、その心

身の健康の回復を図るための方法等に関する調査研究の推進に努めるものとする。

(人材の確保等)

第十八条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に従事する者の適切な処遇の確保のための措置、研修の実施その他の措置を講ずることにより、困難な問題を抱える女性への支援に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図るよう努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第十九条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市町村の支弁)

第二十条 都道府県は、次に掲げる費用(女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、第一号から第三号までに掲げる費用に限る。)を支弁しなければならない。

一 女性相談支援センターに要する費用(次号に掲げる費用を除く。)

二 女性相談支援センターが行う第九条第三項第二号の一時保護(同条第七項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

三 都道府県が置く女性相談支援員に要する費用

四 都道府県が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用

五 都道府県が行う自立支援(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

六 第十三条第一項の規定により都道府県が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用

2 市町村は、市町村が置く女性相談支援員に要する費用を支弁しなければならない。

3 市町村は、第十三条第二項の規定により市町村が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用を支弁しなければならない。

(都道府県等の補助)

第二十一条 都道府県は、社会福祉法人が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用の四分の三以内を補助することができる。

2 都道府県又は市町村は、第十三条第一項又は第二項の規定に基づく業務を行うに当たって、法令及び予算の範囲内において、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体の当該活動に要する費用(前条第一項第六号の委託及び同条第三項の委託に係る委託費の対象となる費用を除く。)の全部又は一部を補助することができる。

(国の負担及び補助)

第二十二条 国は、政令で定めるところにより、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第五号に掲げるもの(女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、同項第三号に掲げるものに限る。)

二 市町村が第二十条第二項の規定により支弁した費用

三 国は、予算の範囲内において、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち同項第六号に掲げるもの及び市町村が同条第三項の規定により支弁した費用並びに都道府県及び市町村が前条第二項の規定により補助した金額の全部又は一部を補助することができる。

第五章 罰則

第二十三条 第九条第八項又は第十五条第五項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定 公布の日

二 附則第三十四条の規定 この法律の公布の日又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十六号）の公布の日のいずれか遅い日

三 附則第三十五条の規定 この法律の公布の日又は刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）の公布の日のいずれか遅い日

四 附則第三十六条の規定 この法律の公布の日又は刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）の公布の日のいずれか遅い日

(検討)

第二条 政府は、この法律の公布後三年を目途として、この法律に基づく支援を受ける者の権利を擁護する仕組みの構築及び当該支援の質を公正かつ適切に評価する仕組みの構築について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(準備行為)

第三条 厚生労働大臣は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、第七条第一項から第三項までの規定の例により、基本方針を定めることができる。この場合において、厚生労働大臣は、同条第四項の規定の例により、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められ、公表された基本方針は、施行日において、第七条第一項から第三項までの規定により定められ、同条第四項の規定により公表された基本方針とみなす。

(売春防止法の一部改正)

第四条 売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(補導処分付された者に係る措置)

第五条 政府は、前条の規定による改正前の売春防止法（以下「旧売春防止法」という。）第十七条の規定により補導処分付された者であって、施行日前に婦人補導院（附則第十条の規定による廃止前の婦人補導院法（昭和三十三年法律第十七号。附則第十一条において「旧婦

人補導院法」という。）第一条第一項に規定する婦人補導院をいう。以下同じ。）から退院し、又は旧売春防止法第三十条の規定により補導処分の執行を受け終わったものとされた者以外のものが、施行日以後において必要に応じてこの法律に基づく支援を受けることができるよう、その者に対する当該支援に関する情報の提供、関係機関の連携を図るための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

第六条 前条の者であって施行日前に婦人補導院に収容されたものについては、この法律の施行の時に刑の執行猶予の期間を経過したものとみなす。

2 旧売春防止法第五条の罪と他の罪とにつき懲役又は禁錮に処せられ、旧売春防止法第十七条の規定により補導処分付された者については、刑法（明治四十年法律第四十五号）第五十四条第一項の規定により旧売春防止法第五条の罪の刑によって処断された場合を除き、前項の規定を適用しない。

第七条 施行日前に婦人補導院から退院した者及び旧売春防止法第三十条の規定により補導処分の執行を受け終わったものとされた者に係る更生緊急保護（更生保護法（平成十九年法律第八十八号）第八十五条第一項に規定する更生緊急保護をいう。次項において同じ。）及び刑執行終了者等に対する援助（刑法等の一部を改正する法律第六条の規定による改正後の更生保護法第八十八条の二に規定する援助をいう。同項において同じ。）については、なお従前の例による。ただし、更生保護法第八十六条第三項の規定は、適用しない。

2 前条第一項に規定する者に係る更生緊急保護及び刑執行終了者等に対する援助については、前項に規定する者の例による。

(婦人相談所に関する経過措置等)

第八条 この法律の施行の際現に存する旧売春防止法第三十四条第一項に規定する婦人相談所は、女性相談支援センターとみなす。この場合において、この法律の施行の際現に行われている同条第三項第三号の一時保護及びその委託は、第九条第七項の規定により行われる同条第三項第二号の一時保護及びその委託とみなす。

2 この法律の施行後に行われる女性相談支援員の任用に当たっては、この法律の施行の際現に旧売春防止法第三十五条第一項又は第二項の規定により婦人相談員を委嘱されている者については、第十一条第三項に規定する人材として、その登用に特に配慮しなければならない。

3 この法律の施行の際現に存する旧売春防止法第三十六条に規定する婦人保護施設は、女性自立支援施設とみなす。この場合において、この法律の施行の際現に行われている同条の收容保護及びその委託は、第十二条第二項の規定により行われる自立支援及びその委託とみなす。

(旧売春防止法に規定する費用に関する経過措置)

第九条 施行日前に行われ、又は行われるべきであった旧売春防止法第三十八条に規定する費用についての都道府県及び市の支弁並びに国の負担及び補助並びに旧売春防止法第三十九条に規定する費用についての都道府県の補助については、なお従前の例による。

(婦人補導院法の廃止)

第十条 婦人補導院法は、廃止する。

(婦人補導院法の廃止に伴う経過措置)

第十一条 旧婦人補導院法第十二条の規定による手当金の支給及び旧婦人補導院法第十九条の規定による遺留金品の措置については、なお従前の例による。この場合にお

いて、これらに関する事務は、法務省令で定める法務省の職員が行うものとする。
(地方自治法の一部改正)
第十二条 地方自治法の一部を次のように改正する。
(次のよう略)
(児童福祉法の一部改正)
第十三条 児童福祉法の一部を次のように改正する。
(次のよう略)
(地方財政法及びストーカー行為等の規制等に関する法律の一部改正)
第十四条 次に掲げる法律の規定中「婦人相談所」を「女性相談支援センター」に改める。
一 地方財政法(昭和三十二年法律第九号)第十条第十号
二 ストーカー行為等の規制等に関する法律(平成十二年法律第八十一号)第九条第一項
(公職選挙法及び日本国憲法の改正手続に関する法律の一部改正)
第十五条 次に掲げる法律の規定中「、少年鑑別所若しくは婦人補導院」を「若しくは少年鑑別所」に改める。
一 公職選挙法(昭和三十五年法律第九号)第四十八条の二第一項第三号
二 日本国憲法の改正手続に関する法律(平成十九年法律第五十一号)第六十条第一項第三号
(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正)
第十六条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和三十五年法律第二百二十三号)の一部を次のように改正する。
(次のよう略)
(電波法の一部改正)
第十七条 電波法(昭和三十五年法律第三百三十一号)の一部を次のように改正する。
(次のよう略)
(社会福祉法の一部改正)
第十八条 社会福祉法の一部を次のように改正する。
(次のよう略)
(出入国管理及び難民認定法の一部改正)
第十九条 出入国管理及び難民認定法(昭和三十六年政令第三百十九号)の一部を次のように改正する。
(次のよう略)
(麻薬及び向精神薬取締法等の一部改正)
第二十条 次に掲げる法律の規定中「、少年鑑別所及び婦人補導院」を「及び少年鑑別所」に改める。
一 麻薬及び向精神薬取締法(昭和三十八年法律第十四号)第五十八条の五
二 矯正医官の兼業の特例等に関する法律(平成二十七年法律第六十二号)第二条第一号
三 再犯の防止等の推進に関する法律(平成二十八年法律第四百号)第三条第二項
(国家公務員共済組合法の一部改正)
第二十一条 国家公務員共済組合法(昭和三十二年法律第二百二十八号)の一部を次のように改正する。
(次のよう略)
(矯正医官修学資金貸与法の一部改正)
第二十二条 矯正医官修学資金貸与法(昭和三十六年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。
(次のよう略)
(激甚(じん)災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の一部改正)

第二十三条 激甚(じん)災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和三十七年法律第五十号)の一部を次のように改正する。
(次のよう略)
(母子及び父子並びに寡婦福祉法の一部改正)
第二十四条 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第二百二十九号)の一部を次のように改正する。
(次のよう略)
(児童手当法の一部改正)
第二十五条 児童手当法(昭和三十九年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。
(次のよう略)
(行政手続法及び行政不服審査法の一部改正)
第二十六条 次に掲げる法律の規定中「、少年鑑別所又は婦人補導院」を「又は少年鑑別所」に改める。
一 行政手続法(平成五年法律第八十八号)第三条第一項第八号
二 行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第七条第一項第九号
(更生保護事業法の一部改正)
第二十七条 更生保護事業法の一部を次のように改正する。
(次のよう略)
(更生保護事業法の一部改正に伴う経過措置)
第二十八条 施行日前に婦人補導院に収容された者については、施行日以後は、更生保護事業法第二条第五項に規定する被保護者とみなす。
(児童虐待の防止等に関する法律の一部改正)
第二十九条 児童虐待の防止等に関する法律(平成十二年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。
(次のよう略)
(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部改正)
第三十条 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を次のように改正する。
(次のよう略)
(更生保護法の一部改正)
第三十一条 更生保護法の一部を次のように改正する。
(次のよう略)
(更生保護法の一部改正に伴う調整規定)
第三十二条 施行日が刑法等の一部を改正する法律附則第一項第二号に掲げる規定の施行の日以後である場合には、前条のうち更生保護法第十六条中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号を第八号とする改正規定中「第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号を第八号」とあるのは、「第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号を第七号」とする。
(平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法の一部改正)
第三十三条 平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法(平成二十三年法律第七号)の一部を次のように改正する。
(次のよう略)
(児童福祉法等の一部を改正する法律の一部改正)
第三十四条 児童福祉法等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。
(次のよう略)
(刑法等の一部を改正する法律の一部改正)
第三十五条 刑法等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の一部改正)

第三十六条 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(法務省設置法の一部改正)

第三十七条 法務省設置法(平成十一年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(政令への委任)

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和四年六月一五日法律第六六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。

(後略)

(罰則に関する経過措置)

第十六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十七条 附則第三条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(令和四年六月一七日法律第六八号) 抄

(罰則の適用等に関する経過措置)

第四百四十一条 刑法等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十七号。以下「刑法等一部改正法」という。)及びこの法律(以下「刑法等一部改正法等」という。)の施行前にした行為の処罰については、次章に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

2 刑法等一部改正法等の施行後にした行為に対して、他の法律の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の法律の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑(刑法施行法第十九条第一項の規定又は第八十二条の規定による改正後の沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第二十五条第四項の規定の適用後のものを含む。)に刑法等一部改正法第二条の規定による改正前の刑法(明治四十年法律第四十五号。以下この項において「旧刑法」という。)第十二条に規定する懲役(以下「懲役」という。)、旧刑法第十三条に規定する禁錮(以下「禁錮」という。)又は旧刑法第十六条に規定する拘留(以下「旧拘留」という。)が含まれるときは、当該刑のうち無期の懲役又は禁錮はそれぞれ無期拘禁刑と、有期の懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期(刑法施行法第二十条の規定の適用後のものを含む。)を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期(刑法施行法第二十条の規定の適用後のものを含む。)を同じくする拘留とする。

(裁判の効力とその執行に関する経過措置)

第四百四十二条 懲役、禁錮及び旧拘留の確定裁判の効力並びにその執行については、次章に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

(人の資格に関する経過措置)

第四百四十三条 懲役、禁錮又は旧拘留に処せられた者に係る人の資格に関する法令の規定の適用については、無期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ無期拘禁刑に処せられた者と、有期の懲役又は禁錮に処せられた者

はそれぞれ刑期を同じくする有期拘禁刑に処せられた者と、旧拘留に処せられた者は拘留に処せられた者とみなす。

2 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の法律の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の法律の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

(経過措置の政令への委任)

第五百九条 この編に定めるもののほか、刑法等一部改正法等の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法(刑法等の一部を改正する法律一令和四年六月法律第六七号)施行日(令和七年六月一日)から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

二 (略)

第5期男女共同参画のための藤井寺市行動計画

発行：令和8年3月
藤井寺市 市民生活部 協働人権課
藤井寺市岡1-1-1
TEL 072-939-1059
